

米軍基地関係特別委員会記録  
<第2号>

令和2年第6回沖縄県議会（9月定例会）

令和2年10月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 令和2年10月8日 木曜日  
開 会 午前11時2分  
散 会 午後5時7分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(6月以降の米軍関係の事件・事故について)
- 2 陳情第21号、第67号、第102号、第111号、第130号から第132号まで、第140号  
及び第172号
- 3 閉会中継続審査・調査について
- 4 視察調査日程について(追加議題)
- 5 那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現  
を求めることについてに係る意見書及び同決議の提出について(追加議題)
- 6 辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型コロナウイルス  
感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議の  
提出について(追加議題)

---

### 出 席 委 員

委 員 長 照 屋 守 之 君  
副 委 員 長 照 屋 大 河 君  
委 員 小 渡 良 太 郎 君

委員	仲里全孝君
委員	仲村家治君
委員	又吉清義君
委員	上里善清君
委員	瀬長美佐雄君
委員	比嘉瑞己君
委員	玉城健一郎君
委員	山里将雄君
委員	新垣光荣君
委員	金城勉君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

---

#### 説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室長	金城賢君
参事監兼基地対策統括監		金城典和君
参事兼基地対策課長		溜政仁君
辺野古新基地建設問題対策課長		田代寛幸君
土木建築部土木整備統括監		島袋善明君
警察本部刑事部長		崎原永克君
警察本部交通部長		大城辰男君

---

(開会前に、本日説明員として出席を予定していた保健医療部保健衛生統括監が新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の疑いがあることから欠席すると委員長から報告を受けていた。しかし、開会前に統括監本人から出席するとの連絡を受けたため、統括監が出席することについての取扱いを協議していたため開会が遅れた。協議の結果、本日の出席は見合わせる事となり、保健医療部に係る陳情について本日は審査しないこと、今回審査できない陳情については定例会閉会中における委員会審査を含めて対応を協議していくことになった。)

○照屋守之委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情第21号外8件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします

本日の説明員として知事公室長、警察本部刑事部長及び同交通部長の出席を求めています。

まず初めに、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

崎原永克刑事部長。

○崎原永克刑事部長 令和2年6月から8月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯検挙は、5件6人となっており、前年同期と比較して5件2人の減少となっております。罪種別では、粗暴犯が2件2人、窃盗犯が3件4人となっており、これらの事件については那覇地方検察庁に送致しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○照屋守之委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

大城辰男交通部長。

○大城辰男交通部長 本年6月から8月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は、19件発生し、前年同期と比べ15件の減少となっております。交通死亡事故につきましては、1件発生しており、8月23日に米軍人が運転する普通乗用車が街路樹と衝突する単独死亡事故が発生しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします

○照屋守之委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、6月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 おはようございます。

刑法犯の検挙状況についてお伺いします。件数においても、人員においても、去年と比較して、減少・マイナスになっておりますけども、その主な要因を確認したいと思います。

○崎原永克刑事部長 減少原因の分析等はしてありませんが、多分コロナの影響も若干あるのではないかと考えております。

○仲里全孝委員 特別に広報とかですね、こういう米軍向けの交通に関しての、刑法に関しての特別な広報活動とか取り組んでないでしょうか。

○崎原永克刑事部長 委員おっしゃるとおり、今特別な広報等は行っておりません。

○仲里全孝委員 以上です。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 確認なんですけれども、今仲里委員から話があったのとはほぼ同趣旨で、私自身も人身事故がかなり減ってるというのは、コロナで封鎖されてるのが一つの大きな要因じゃないかというふうに考えているんですが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○大城辰男交通部長 人身事故の減少については、これまで継続して交通安全教育とか、また広報啓発活動を続けております。新型コロナの関係で外出自粛があって車が減ったということもありますけど、これまでの交通安全教育関係

が継続をしてることも要因じゃないかなと思ってます。

○小渡良太郎委員 分かりました。コロナで外出自粛の影響だけではないというところも確認できてよかったので、引き続き頑張ってください。

以上です。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 質疑なしと認めます。

以上で、6月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

○照屋守之委員長 再開いたします

次に、陳情第21号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 それでは、知事公室所管に係る陳情につきまして御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、陳情の目次でございます。通知をタップし御覧ください。

知事公室所管の陳情は継続が4件、新規が3件、合わせて7件となっております。継続審議となっております陳情については処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情3件につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、9ページ目、陳情第130号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情になります。処理概要の項目1及び2について、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民をはじめ、県民に多

大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。嘉手納飛行場は、平成19年1月の日米合同委員会合意では例外的な場合に限って使用されるとされていますが、明確な判断基準は示されておりません。県は、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に行われるべきであると考えており、いかなる場合であっても嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないよう、三連協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、通知しましたのは、16ページ目、陳情第140号F15戦闘機の部品落下事故に対する抗議に関する陳情になります。処理概要の項目1から3までについて、去る8月4日に発生したF15戦闘機の部品落下事故を受け、県は、米軍及び政府に対し、事故の発生、通報の遅れ等に強く抗議し、原因究明がなされるまで同機種 of 飛行を中止すること、事故原因の徹底した究明と速やかな公表を行うこと及び実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すことを強く要請したところです。

スクロールしていただき、次のページを御覧ください。

処理概要の項目4について、県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、安全管理の徹底や米軍機が住宅地上空を飛行しないことなどを、あらゆる機会を通じて米軍及び日米両政府に対し、軍転協などと連携を図りながら要請してきたところであります。

次に、ただいま通知しましたのは、18ページ目、陳情第172号全国自治体議会に対し、普天間基地の運用停止及び辺野古新基地建設工事の中止等について国民的議論を深め、憲法の趣旨等に基づき公正に解決することを求める陳情になります。

処理概要の項目1について、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を通じ、政府に対し強く求めてきたところです。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、これまで一連の選挙や県民投票において揺るぎない形で繰り返し示されており、県としては、政府に対して工事を直ちに中止した上で、沖縄県との真摯な対話に応じるよう繰り返し求めているところです。

次に、処理概要の項目2及び3について、本県は、戦後75年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%に、全国の約70.3%の米軍専用施設を抱えており、過重な基地負担を強いられ続けております。県としては、日米安全保障体制が重

要であるならば、その負担も全国で担うべきであると考えております。これに関連し、沖縄の米軍基地を本土に引き取ろうという市民運動が、大阪、福岡、長崎、新潟、東京、山形などで行われております。また、平成30年7月には、全国知事会において、沖縄県をはじめとする在日米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直しを内容とする米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議され、8月には政府への提言が行われるなど、沖縄の米軍基地問題に対する理解が広がりつつあります。加えて、県は、沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の見直しなどについて、広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的とし、昨年度トークキャラバンを実施しました。県としては、沖縄の基地負担の現状等について、国会、国民の皆様が共有し、日米安全保障の負担の在り方について議論を深めていただきたいと考えております。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○照屋守之委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第111号について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

崎原永克刑事部長。

**○崎原永克刑事部長** 沖縄県公安委員会所管に係る、陳情令和2年第111号緑ヶ丘保育園上空の飛行禁止を求める陳情の項目1前段、事故原因の究明について御説明いたします。

お手元の処理概要7ページを御覧ください。事故の原因究明につきましては、継続案件ではありますが、処理方針に変更がありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○照屋守之委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

陳情130号から新規なのでお願いいたします。今回嘉手納町議会から出ていてパラシュート訓練ということで、このパラシュート訓練なんですけれども、本来、例外的な場合に限りで使用されるということで、やらないってということが県民の意識だと思うんですけれども、今年に入って何回目なのか、あとできれば、もし分かればでいいんですけれども、過去3年間で何回実施されているか、分かっていたら教えていただけると幸いです。お願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練なんですけれども、平成30年は行われておりません。令和元年には4回—去年は4回行われております。今年は前回行われた1回のみであります。

○玉城健一郎委員 パラシュート訓練が行われるたびに大々的にこのパラシュート訓練に対して報道もされていて、県としても訓練に対して、訓練しないようになっていうことを要請をしていると思うんですけれども、その要請に対して、米軍だったり防衛局の回答というのはどのような回答でしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 県のほうが8月5日に、知事公室の参事監のほうから抗議・要請を行ったところなんですけれども、在沖米空軍のほうからの回答としては、伊江島補助飛行場が使用できない場合、2国間の合意により嘉手納飛行場において訓練を行うことが可能となっているということ、今回の訓練については、同盟国における即応体制を維持するために行われたということ、あるいは、可能な限り地元に影響がないよう最小限にとどめるように努めているというような発言があったということでございます。

○玉城健一郎委員 これがいわゆる米軍側の例外的な場合に限って使用される理由ってのはそのことですよね。今回のパラシュート訓練というのは県民の負担軽減ということで、本来県民の生活を第一に考えて行うべきところを、彼ら米軍ってというのが、結局自分たちの軍隊の理由だけでこうやって使用される

ってというのは、県民としては決して許されることではないと思います。これからもしっかりと強くこのパラシュート訓練に関しては強く言っていただきたいと思います。

次に移ります。陳情第140号お願いします。こちらF15の戦闘機が落下物落としたっていう嘉手納町議会から陳情が出ている件なんですけれども、落下物一県警のほうにお尋ねしたいんですけれども、こういった落下物、米軍が落とした落下物事故に対して立件というのは難しいんですか。調査することというのは。

○**崎原永克刑事部長** 航空法に対しては、機長による出発前の確認、また物件の投下に関する罰則の規定が設けられておりますが、これらの規定につきましては、特例法によって米軍航空機及びその航行に従事する者は適用外であると承知しております。

○**玉城健一郎委員** 特例法によって、この米軍が落下物が落ちたことに対して、警察が持っている捜査と違っていうのができないということでしょうか。

○**崎原永克刑事部長** 航空法違反には該当しないということでございます。

○**玉城健一郎委員** 例えば、米軍が落下物を海とかに落としたとしても、陸地に落とす、それ以外の被害がなかった場合というのは、警察が捜査をすることは厳しいということでしょうか。

○**崎原永克刑事部長** この事案につきましては、個別具体的なものについては関係法令に照らし合わせて対処していくということになります。

○**玉城健一郎委員** 分かりました。先ほど民間機だったら航空法でのものがあるから、そういった場合は捜査だったり県警察のあれがあるけれども、米軍機の場合は航空法が例外になっているから、まず物を落としただけで立件するという捜査をすることは厳しいという理解でいいですか。今回の件で言うと。

○**崎原永克刑事部長** ただいまの御質問に対して、捜査についてはできます。要は個別案件について、それぞれの法令に照らし合わせながら対処していくという形になります。

○玉城健一郎委員 今回の個別事例に関して、県警が捜査に動かないという理由ってというのは、何かあるんですか、この落下物に関して。

○崎原永克刑事部長 現時点でそのような物件が発見された旨の情報はありませんが、引き続き情報収集に努めているところであります。

○玉城健一郎委員 分かりました。

次に移ります、陳情の第172号。こちらの陳情の内容として、これ県議会でも採択されたと思うんですけども、普天間飛行場の現状というものに対して国民的議論を広めるということで、全国に今の現状っていうのを広げていこうということなんですけれども。今、これに関して、沖縄県としては、沖縄のトラックキャラバンとかを通して沖縄県の今の現状っていうのを県外に説明していると思うんですけども、この陳情自体当局としてどのようにお考えでしょうか。

○金城賢知事公室長 陳情の趣旨につきましては、沖縄が過度に米軍基地負担をしているという現状に鑑みて、国の安全保障が必要で米軍基地が必要だといふのであれば国民的議論の下に、その負担についても全国で負担すべきであろうという前提の趣旨で陳情されてるものという理解をしております。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

次、移ります。陳情第111号緑ヶ丘保育園の米軍ヘリの飛行禁止を求める陳情なんですけれども、前回の委員会の質疑の中で、検証一実証実験をするっていうことでお話ございましたが、これは実証実験されたのかどうか。

○崎原永克刑事部長 再現実験を実施したところであります。

○玉城健一郎委員 この再現実験ってというのはいつどこでやったとかそういったものってというのは、今はこちらで話せる分とかっていうのはありますか。

○崎原永克刑事部長 落下実験ではございませんが、有識者からの助言をいただきながら同様の条件を整えて実施したところであります。現時点においては分析中でありまして、再現実験の結果については控えさせていただきたいと思っております。

○玉城健一郎委員 分かりました。これはやはり落下物が起きて、次のあれで3年がたちますので、どうしても何ていうか、捜査が進んでないことに対するお母さんたちからのいら立ちというのは出てきてますので、ぜひ県警として捜査をしっかり進めていただいて、もう一つ、この最初の事故が起こったときに、すぐにやっぱり嫌がらせだったりとか、嫌がらせの電話だったりとか、実際に街宣右翼が嫌がらせに来たりとかっていうのがありました。私の地元なので、そういった状況がある中で、やはり被害を受けた人たちがまた新たな被害を受けるっていうのは絶対あってはならないことですので、ぜひ県警としてもそういった対応、もし何かあればすぐ対応できるようにしていただきたいと思えます。答弁をお願いします。

○崎原永克刑事部長 その案件についてはしっかりと対応させていただきたいと思えます。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。  
又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほどの19ページの陳情第172号についてなんですが、ちょっと何点か確認させてもらいたいと思えます。この中で陳情者から、2のところに最後のほうで、沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みの中で解決することってことですが、この法整備等というのはどのように解釈しておられるかですが、1点目。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 陳情の趣旨につきまして、ちょっと陳情者から詳しくお聞きはしておりませんが、我々としてはその法整備等というものにつきましては、沖縄の米軍基地の負担につきまして国が最終的に責任を負うような形で何らかの法を制定するというような趣旨だと理解しております。

○又吉清義委員 ですから、国が責任を負う法整備って、この法整備というのはどのように解釈していますかということです。確かに国は責任を持って、今基地の整理縮小であり危険性除去に向けて、私は頑張ってるものかと理解してるんですが、こういうのはだから責任を負うからやってるかと思うんですよ。次にこの法整備等の仕組みってのはどのようなことを言ってるか、皆さんのどのようにまた捉えているかということです。

○金城賢知事公室長 委員御質問のところですけど、確かに陳情者に直接確認をしてるわけではないですので、こちら側の受け止めということなんですけれども。米軍施設・区域については、国が日米安保条約第6条に基づいて提供の責任を負うという前提の下に、今、過度に沖縄に集中してる現状に鑑みて、この基地負担軽減という観点から法律という、後ろに等一などというふうになってますので、それ以外のものもあるのかなと思いつつなんですけども、そういった形でしっかりとした形で、国の責任において行うべきだという趣旨の陳情をされてるものだというふうに理解しております。

○又吉清義委員 ちょっとうまく理解できないんですが、何も日米安全保障条約どおり、地位協定どおり、これが正しいとは私言いませんけど、やっぱり基地負担軽減、危険性除去、そういうものをお互い県民挙げて取り組む必要があるというのは私も十分理解しております。その中で、例えば皆様方の解釈として、例えば憲法があります、日米安全保障条約があります。お互い立ち位置的には、安全保障条約の上に憲法があるのか、そして安全保障条約の下に憲法があるのか。これ関係上どのようになっているか、皆さんどういうふうに解釈してますかってことですが。

○金城賢知事公室長 御質問の趣旨は憲法と日米安全保障条約どちらが優先をされるのかというふうに受け止めますけれども、これについては様々な議論があろうかというふうに思いまして、ちょっとこの場で明確にお答えするのは少し私たちも議論が十分じゃないので、今ちょっと差し控えたいというふうに思います。

○又吉清義委員 様々な議論じゃなくてしっかりと、今日は資料を持っておりませんが、第98条だったかな、憲法の、明確にうたわれてますよ、明確に。憲法と日米安全保障条約の関係ですね。何も私はそのとおりしなさいと言いませんけど、とにかく、県民全員のテーマであるのはやはり基地の整理縮小、危険性除去、これはお互いぜひやらないといけないのは、これはもう沖縄県民140万人これは一致するところだと思います。やっぱりそういった中で、それを分かる中で、憲法の立ち位置、日米安全保障条約の立ち位置を理解する中で私は交渉を進めていかないと何も進まないかと思えますよ。今皆さんがそれでさえも理解していないようじゃ、私は基地問題は解決できないと思えますよ。それを理解できて初めて、どのように攻めていくか理解できるんであって。そ

れも分からなくて取り組むというのは、私は的外れなことを皆さんしてませんかということをぜひ皆さんで確認してください。今日私資料を持ってきてないもんですから。

じゃあ次にお伺いしますよ。またお尋ねいたしますけれど、次は3番ですね。3番で一地域への一方的な押しつけとならないようになってますよね。この一地域ってのは皆さんどのように解釈しておられますか。

○金城賢知事公室長 陳情の趣旨からしますと、沖縄県へのというふうに理解をしております。

○又吉清義委員 一地域というのは沖縄県ということですか。

○金城賢知事公室長 陳情の趣旨につきましては、日米安保条約は重要であるということで、在日米軍基地が必要であるというのであれば、全国的な議論の下に辺野古新基地建設問題が解決されるべきであるという観点で陳情されておりますので、そういうことからしましても、沖縄県において辺野古新基地建設問題が議論されているということについてそういう流れで、3のところでは一地域への一方的な押しつけということで沖縄県への一方的な押しつけというふうに理解をしております。

○又吉清義委員 ちょっとすみません公室長、意味が理解できないんですが、今辺野古基地問題で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるなら、この一地域への一方的な押しつけとならないようになってますよね。ですからこの一地域の一方的な押しつけというのは、一地域ってのはどこを指しますかってことで皆さんどのように解釈してますかってことです。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 その一地域の前に、憲法の趣旨に基づきという言葉がございますので、憲法の趣旨というところから推測しますと、憲法95条では、一つの地方公共団体のみ適用される特別法云々というのがございまして、そういった場合にはその地域の同意を得なければならないというような条文がございます。そういった意味からしますと一つの地域というのは一つの地方公共団体を指しているものだと理解しております。

○又吉清義委員 ですから一つの地方公共団体というのはどこを指していますかって聞いてるわけですよ。一つの地方公共団体って明確に今答弁してますよ

ね。それはどこを指してるんですかと、どのように解釈してますかということ  
です。それを確認してるわけですよ。皆さんこれどういうふうに解釈してるか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** こちらではどちらという地方公共  
団体を特定するものではなくして、そういった一つの地方公共団体に押しつけ  
ることがないようにということでございますので、先ほど公室長が答弁したよ  
うに、趣旨からすると、現状からしますと沖縄の基地負担ということからする  
と沖縄も含めてると思いますけれども、必ずしもここでどの地方公共団体とい  
うような形で特定されたものではないと理解しております。

**○又吉清義委員** じゃあもうこれは日本全国に値すると、そういうふうに理解  
してよろしいわけですね。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 陳情の趣旨は全ての地方公共団体  
を対象に、公平な手続によって普天間飛行場の代替施設の建設場所について検  
討すべきだという趣旨だと理解しております。

**○又吉清義委員** ちょっとかみ合わないんですが、例えば今受入れをしようと  
してるところ、辺野古・久志・豊原は、皆さん押しつけと解釈してるのか、ど  
のように解釈しているか御説明をお願いいたします。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 一地域への押しつけではないと理  
解しております。

**○又吉清義委員** そうですよ、今御答弁で、押しつけではないですよ。条  
件付であるし、また容認をしていますから。ですからそうするとこれ、押しつ  
けでなければ県も何も反対する必要ないかと思うんですけどね、皆さん。まず、  
皆さんがよく言う知事が言っております、断固として知事は辺野古を容認しな  
いと。容認しないという、皆さん押しつけではないのということを理解して  
いる中で容認もしない、非常に矛盾するなど。また物すごく矛盾するのは、話  
合いをしたいというんだけど、知事はそれはもう結論が出ている。こういうの  
は話合いですか皆さん、結論出たのは。知事はずっと言ってますよ。知事  
は辺野古断固反対すると、絶対造らせないと。それを言う中で政府と話合いを  
するって、結論出ているの皆さん、話合いをする価値あるんですか。間違えて  
いませんか知事は、どう思いますか。

○**金城賢知事公室長** 県といたしましては、辺野古新基地建設につきましては、まず1点目として米軍基地が沖縄に過度に集中しているという状況にあって、過重な負担となっている現状があるということ。それから世界的にも貴重な自然環境があるということで、その環境に重大な影響を及ぼすものであるということがあります。それから3点目としてやはり県民が過去2回の県知事選挙でありますとか、平成31年2月の辺野古埋立てに絞ったこの県民投票、その後もろもろの選挙の結果、加えて軟弱地盤の発見等によって辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は困難であるといったことをもって、辺野古新基地建設には反対であるということをお願いしているところでございます。

○**又吉清義委員** このように公室長と私全然かみ合いませんけど、当初はだから辺野古で容認で、例えば島袋市長であり、岸本市長であり、それを掲げて当選したわけですよ。そして反対する方も当選した。市長選においては私は2対2かなど。どちらでもないかと思えますよ。そしてその中で、危険性の除去であればお互い致し方ないと、一日も早くやろうと。基地の整理縮小であれば、県内移設もやむを得ないのかなという中で、当時の鳩山総理が出てきて自分が責任持ってやると言った。そして言ったかと思えばできませんと、また県民にお願いしに来た。こんなめちゃくちゃなことするから県民に混乱が起きてるんですよ。そしてその中で皆さん押しつけでもないのに、反対をまた皆さんも率先してする。そうじゃなくて、もう少しフェアに私は原点に戻るべきだと思いますよ。原点に戻る、そして憲法との関係、日米安全保障条約との関係、基地の整理縮小を本当に一日も早くであればどうあるべきかと、どうあるべきか。今皆さんがこんなに話をしなさい、しなさい、したい、したいと言う中で、朝から晩まで反対運動と闘争しかしない。一日も早くできる手段ってのは私一度皆さんから聞いたことないですよ。本当に普天間飛行場が一日も早く閉鎖できる手段。どのような手段で何がどこまで進んでるか、一度も聞いたことないですよ。例えば、その中でもうちょっと確認もさせますけど、本会議場で私びっくり仰天してるんですが、知事公室長にお尋ねいたしますけど、本当にこれまで争われた裁判訴訟であり訴訟費用、本当に幾らなんですか。私に対する答弁とほかの議員に対する答弁、全然数字が違いますよ。幾らかかったんですか、本当に。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** いわゆる裁判にかかった費用、そして法律相談ですとか、国地方係争処理委員会への審査申出等々全て含めます

と本年度の7月末現在だったと記憶しておりますけれども、1億8093万9722円となっております。

○又吉清義委員　そうですよね。1億8000万以上かかっているんですよ。知事公室長は8000万余りとはしか言ってないですよ。そうですよね、違いますか。大丈夫ですか、こんな答弁をして。

○金城賢知事公室長　又吉委員御質問の本会議における答弁というものについては、訴訟に直接かかった費用—裁判にかかる費用ということで8600万円ほどというお答えをしたところでございます。

○又吉清義委員　ですから、こういうのを皆さん丁寧に説明しないと、県民知らないんですよ。今1億8000万余りにプラス、民間人から訴えられた800万と600万足したら、1億9000万余りもかかっているんですよ、皆さん。違いますか。その中で、だからこういう裁判をして、大事なのは解決に向けて進めばいいですよ。解決に向かって進みますかと。どんなですか、知事公室長。最後にしますが、解決策、ミーグチグア、何か出てきましたか。私たちは議会ですって言ってますよ、皆さん勝てませんよと。新年度予算で、これ勝てませんよと。勝てないということを質問をされながら皆さんは進めていくわけですよ。これでいいんですかって聞きたいんですよ。本当に予算かけるんだったら解決に向けて頑張ってもらえませんか、解決に向けて、皆さん。私は全然解決の糸口が出てるんだったらこんなにきつくは言いませんよ。そして別な角度から聞きますけど、ここにも皆さんこういうふうに書いてありますよ。

○照屋守之委員長　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時1分再開

○照屋守之委員長　再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　午前中から引き続き、あと少しだけお願いいたします。

この辺野古基地問題について、皆さんの回答の中で19ページの一番下のほう

にあります、県としては、沖縄の基地負担の現状等について、国会、国民の皆様が共有し、日米安全保障の負担の在り方について議論を深めていただきたいと考えております。別にそれはそれで私も当然かと思うんです。ただその中で、やはりお互いに理解しないといけないのは、基地負担の現状という中で、辺野古基地、普天間飛行場のまず危険性を除去する原点をまずしっかりと解決をする。そしてそうすることによって、代替施設として、地域も押しつけではないとさっき答弁ありました。480ヘクタールから約160ヘクタールになる。そして嘉手納以南も1000ヘクタール以上合計で返還される。それも進める中で、私はこれ両方必要かと思うんです。県としてはこういったことはやっぱり関知はせずに、この日米安全保障の在り方だけを考えているのか、どのように考えているかということをお伺いいたします。

**○金城賢知事公室長** 委員御質問のところの日米安全保障条約については、日本、それから東アジア地域における平和と安定の維持に貢献してるということで、県としてもその安保体制を否定するものではありませんけれども、一方で沖縄における過重な基地負担の現状を鑑みまして、辺野古新基地建設問題については先ほど申し上げたようなところで、過重な基地負担と環境問題の影響と、それから過去の知事選挙、それから一連の選挙で示された結果等を踏まえて、辺野古新基地建設には反対であるということを申し上げてるところでございます。

**○又吉清義委員** 今公室長が言うこと、全部私も否定するわけではないですよ。例えば埋立て、沖縄県が始まって以来、初めて辺野古が埋められたわけではないわけですよ。これから各いろいろな知事、屋良知事から始まって、琉球政府時代から始まって、埋立てはしょっちゅう行われてきました。まずそれ1点目。そして今回辺野古に関する埋立てというのは非常に特質的なものがあります。今まで経済活性化のために埋めてきた、便利のために埋めてきたのが事実かと思えます。しかし辺野古は経済よりも人の命を守ろうと、これが原点ですよ。ですからそういう中で埋めていく、基地をそこに代替施設造るんだということ、私たちはその原点を忘れていませんか。人の命を守るためですよ。世界中でよく言われているのが、人の命は地球よりも重いと言いながら、なぜ皆さん人の命を守るための行動というのに関して、もっと明確にできないのかと。環境問題もですから皆さんは不備があれば徹底的に修正する。国にも要請を出す。そういう出す中で進めていけば私はいいかと思うんです。そして、やはり過大な基地負担ということも数字的にも具体的に出てるのも事実ですから、そう

いう中で、先ほど言いました皆さんそういった議論だけを先にして、一番原点である人の命を守るという、宜野湾市民をないがしろにしてませんか。もう危険な状態、一日も早くという文言ほとんど出てきませんよ。埋めるのは環境問題と海を埋めるか、埋めないか。なぜ海を埋めるか、埋めないか、県民でこれを知らない方がいるというのも皆さん御存じですか、実際。なぜ辺野古埋めるか知らない県民もいるというの御存じですか。

○**金城賢知事公室長** 辺野古新基地建設に当たって、海を埋め立てるという事実等を知らない県民もいるのではないかという御質問ですけど、実際県民145万いらっしゃいますので、中には委員御指摘のとおり、新聞報道等含めて御存じじゃない県民もいらっしゃるかと思います。

○**又吉清義委員** ですから辺野古に基地を造るのではない。皆さんが新基地、新基地という表現を使うもんですから、県民は誤解するわけですよ。ですから、かねてからおっしゃるように、代替施設ですよと、代替施設。皆さんはこれ意図的に使う意思が全くないと。やっぱりその辺は県民に理解してもらおう。そしてそこに皆さんが新基地、新基地っていうふう間違えた表現するもんですから、新しく基地が生まれると誤解してるんですよ。普天間の代替施設でそこに移って小さくなって、この趣旨・目的は、中部地区の皆様方、皆さん宜野湾市民、宜野湾市民言ってます、浦添であり、宜野湾であり、北谷であり、この近郊30万近くの方々の命を救うことになるんですよ。そういう表現一切しないもんですから、これ分からない方いっぱいいますよと。実際、参考におばちゃんたちにもよく聞いてみましたよ。あれは新しく基地を造るんじゃないの。普天間が移るって、そんなこと分かりません、私は、アンシェ。海を埋めるか、埋めないかっていったら反対ですよ。そうですよね。私も海を埋めるか、埋めないかっていったら僕も反対ですよと言いました。なぜそこに代替施設を造るかそういう理由があるの知ってますかって言ったら、そんなのおばちゃんだし知らない。これが現状ですよ。これも実際あるんですよ。ですから皆さんもこれを新基地、新基地という言い方するもんですから、ただ埋める、埋めないじゃなくて、なぜ埋めるかということも、何ですかと。これもしっかり皆さん私は今後ぜひ県民に知らしめていくべきだと思いますよ。それを相変わらず県民が誤解する表現をしていくのか、もっと私は正しい情報を流していくべきだと思いますが、いかがですか。

○**金城賢知事公室長** 委員御指摘のとおり、県民に対して正しい情報を流して

いくということが重要だというふうに認識をしております。

○又吉清義委員 本当に情報と認識するならば、やはり皆さんそれが正しく伝わることによって、基地の整理縮小であり、そして無駄な時間等もなくなっていくかと思うんですよ。極端に言えばこの辺野古移設問題、代替施設に係る費用も、本当に皆さんが一日も早くというのであれば、皆さんがあるべき姿、あるべき法的手続を取っていけば17年間かからないんですよ。今皆さんの必死の抵抗によって埋立てで8か年、整備で2年そしてテスト飛行・検査で約2年と。だから12年かかるんですよ。なぜもっと国に10年以内に完成させなさいと、逆に。人の命を守る真剣さがあるならばなぜ12年かかるかと、5年で造れと。私だったらそう言いますね、5年で造れと、完成させろと。皆さんもあるべき姿取り組みばいいんですよ。だって皆さん、朝から晩まで必死で人の命を守るどころか、造らせないための理論づけだけに明け暮れる、これでいいのかと。私はそう思いますよ。ですから、このあるべき姿と私よく言いますが、サンゴの採取にしる、二、三日、長くて2週間でできるのを半年でも皆さん判断できない。これでいいんですかと。

○照屋守之委員長 又吉委員、質疑してください。

○又吉清義委員 そういうふうに、その辺もあるべき姿で取り組んで、本当に一日も早い危険性の除去であるならば、真剣に考えてそういう取組を私はするべきだと思いますが、いかがですか。

○金城賢知事公室長 普天間飛行場の速やかな運用停止を含め、一日も早い危険性の除去というものについては、喫緊の課題ということでこれは辺野古移設と関わりなく早期に実現されるべきであろうというふうに考えてます。一方で委員から御質問ありましたけども、この辺野古新基地建設については防衛省から統合計画に示されてるのは、提供手続の完了までに約12年かかるということが公表されておまして、県執行部といたしましてはこの辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないというふうに認識をしております。

○又吉清義委員 ですから、部長いつもそういう辺野古移設では一日も早い危険性の除去にはつながらないと。国が12年でできますと言ってるのを、一日も早く造るためになんで5年で造れと言わないんですかと。なぜ皆さんは10年以

内にできる案を出さないんですかと。それを一切言わずに、12年では一日も早い危険性除去に当たらないというのは、おかしくありませんかと。だったら代替案出してくださいと。こうすれば10年でできるんだよと。なぜもっと予算かけて5年で造らないかと。一度も言ったことないんじゃないですか。そう国に要望したことがあるか、代替案を出したことがありますか、この2点伺います。

**○金城賢知事公室長** 県といたしましては、これまで普天間飛行場の負担軽減推進会議及び同作業部会において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備と、それから同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、こういった具体的な取組を求めてきたところでございます。

**○又吉清義委員** だからもうそこでいつも公室長の答弁、前段が抜けるんですよ。しっかりと埋めて、移転が明確であるからこそこれが実現されるわけですよ。これが実現されない限りはなかなか簡単に進まないですよ。ですから皆さん具体的にどうするかっていうのを私は考えるべきだと思いますが、もう言っても前段が抜ける答弁しか返ってきません。じゃああと1点伺いますけど、具体的に処理概要でこういうのがありますよね、19ページの上から3行目から、また辺野古新基地建設に反対する民意はこれまで一連の選挙や県民投票において揺るぎない形で繰り返し示されており、県としては政府に対して、工事を直ちに中止した上で、沖縄県との真摯な対応に応じるよう繰り返し求めているということで、その中で前も私本会議場で皆さんにお伺いしましたが、対話のために国は何か月工事中断しましたか、皆さんとの対話のために。国が工事を中断した期間は何か月でしたか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 大変恐縮ですがちょっと手元に資料がないもんですから。

**○又吉清義委員** これまで辺野古問題が取り沙汰されて、皆さんと要望に応じる、工事を中断する、対話する期間は1年と6か月ありましたよ。全部調べてみたんですが。だからそのぐらい国も皆さんと対話しているんだよということです。ですから本当に皆さん基地の整理縮小、そして原点である普天間基地問題、どのように解決するか、私は具体的に出したほうがいいと思いますよ。裁判に関しても、約2億近くの予算をかけて一步も前進がありませんよと。そういうのをもう一度洗いざらい調べて、明確であるのがとにかく地域も県も押しつけでないというのをもう御答弁のとおりですから、これをしっかりと本当に

今タイミング逃がすと、国は財政に厳しくなるし、私は本当に基地整理縮小できるかなと非常に危惧しておりますので、ぜひ公室長、解決に向けて取り組んでもらえませんか、解決に向けて、必ず。そういう姿勢で取り組んでもらいたいということを要望して、まず姿勢を聞いて、私の質問は終わりいたします。よろしくお願いします。

○金城賢知事公室長 辺野古新基地建設問題の解決に向けて、県としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村家治委員。

○仲村家治委員 又吉委員と一緒に172号の18ページ、その中で処理概要ということで、その中にトークキャラバンを実施しましたとありますけども、何か所で、また誰がトークキャラバンをやったかお答えください。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 昨年度トークキャラバンを実施しておりますけれども、まず東京でキックオフシンポジウム、あと名古屋、大阪、札幌のほうでトークキャラバン、マスコミキャラバンという形で実施しております。実施主体は沖縄県でございます。

○仲村家治委員 これは知事自ら参加していますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 全ての会場で知事が講演を行っております。

○仲村家治委員 予算は総額お幾らかかりましたか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 元年度の予算の執行額は1028万195円でございます。

○仲村家治委員 このトークキャラバンの成果を何らかの形で県民に示さないといけないと思うんですけども、その辺の報告書などは作成して公表していますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 トークキャラバンの実績等につきましては、辺野古新基地建設問題対策課のホームページのほうで公表しております。

○仲村家治委員 成果は大変重要なので、ホームページで公表されてるんだったらいいんですけども、昨年度はやってるんですけど今年度はやる予定はないんですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 今年度につきましては、コロナウイルスの感染状況等を勘案しながら、実施につきまして検討しているところでございます。

○仲村家治委員 東京には各都道府県の東京事務所がありますけども、こういう沖縄の問題—ここにこういう基地問題がありますよと全国の皆さんに知らせるといってお話もあるんですけども、地方に出かけなくても東京の各都道府県の事務所に、東京の所長から何らかの形で定期的に沖縄の基地問題こういうことがありますよと、何かそういう会をつくってやるっていう考え方も一つあると思うんですけども。公室長どうですか、この提案につきまして。

○金城賢知事公室長 沖縄の基地問題をいかに効果的に今発信していくかという御提言だと思いますけども、東京事務所は確かにおっしゃるとおり各都道府県の所長なり、規模は様々ですけれども、そういったところを活用した形の基地問題の情報発信っていうのも重要かというふうに考えております。ですのでそこら辺も含めて少し検討したいというふうに考えております。

○仲村家治委員 あと、下から3段目に、基地負担の現状等について国会、国民の皆様が共有しという文言があるんですけど、この国会という一国民なら分かるんですが、国会というこの文言があるんだけど、これどういう意味なのか教えてもらえますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 趣旨としましては、国会におきましてもしっかりと議論をしていただきたいという趣旨で記載しておるところでございます。

○仲村家治委員 とても失礼じゃないですか。沖縄県には、県選出の国会議員

もいらっしやって、特に1区の選挙区に当選してる赤嶺衆議院議員は常にやっ  
てるんだよ。失礼じゃないか。どう思いますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 決して今現在活躍されています国会議員の先生方を指定してるわけではございませんで、そういった趣旨の言葉ではございませんので御理解いただきたいと思います。

○仲村家治委員 この国会っていう文言、省いたほうがいいんじゃないのか。

○金城賢知事公室長 田代課長からもありましたように、広く国会の場でも議論していただきたいという趣旨で盛り込んだところでございます。

○仲村家治委員 国会議員の衆参の先生方に、このような沖縄の事情を鑑みて、国会でも沖縄の基地問題について議論を深めてくださいっていう要請文を出したほうがいいんじゃないかなと思いますけどどうですか。

○金城賢知事公室長 ここに書いた段階として、国会の場でもしっかりと議論をしていただきたいということで記述をさせていただいておりますけれども、御指摘のところの趣旨といいますか、国会議員の皆様にも沖縄の基地問題を知っていただくという上で、例えば資料の提供とか、そういうことも一つできるのかなというふうに考えております。

○仲村家治委員 私も国会で長く秘書としてやってましたので、いろんな政党の先生方、沖縄基地問題を委員会等で取り上げているのを現実を見ておりますので、この文章からすると何か国会でそういった議論が少ないんじゃないかみたいに聞こえるし、実際にさっきも言ったけども赤嶺政賢代議士は一生懸命国会で、委員会ですべてますので、ちょっと言葉を選んでやらないと誤解を生むのでこの辺は慎重にやっていただきたいと思いますので、ぜひ引き続き、さっき私が言ったみたいに、国会議員、そして政党に沖縄の現状報告でもいいですよ、要請じゃなければ。そういうことを認識させて、議論をさせないとね、なかなか皆さん選挙区のことや国全体の話とかするのが国政の場なんで、この辺をぜひ材料を提供するという形で全国国会議員に、また政党に、そういう沖縄の課題としての基地問題を何か資料作って送ることぐらいはできるんじゃないですか、どうですか。

○金城賢知事公室長 委員御指摘の御質問のところの情報発信ということでおっしゃられたところの方法というのは重要な手法の一つとして、検討させていただきたいというふうに思います。

○仲村家治委員 終わります。

○照屋守之委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して先ほどの又吉清義委員から質疑のあった辺野古埋立てに関する工事中断期間については、後ほど資料を提供してもらいたいとの要望があった。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 19ページの処理概要についてお伺いします。今日の新聞にも掲載されておりますけども、政府に対して対話を求めていくというふうなコメントが掲載されております。この対話の目的、まず教えてください。

○金城賢知事公室長 沖縄の基地問題について、国、県双方がしっかりと議論をして対話をして解決をしていこうという趣旨で申し上げてるところでございます。

○仲里全孝委員 繰り返し求めているというふうな処理概要なんですけども、いつ、どういう形で国に求めていた、言ってきたのか、その詳細をお願いします。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 まず、知事は昨日も合わせてこれまで総理と5回面談を行っております。平成30年の10月と30年の11月、31年の3月に2度、そして昨日、5回総理と面談をし協議を求めているところがございます。

○仲里全孝委員 30年に10月、11月、31年に3月2回、昨日と。そのおのこの政府の回答どうだったのか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 こちらも大変恐縮ですが、個別具体的な回答についてはちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど説明させていただければと。

○照屋守之委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長からこのような質疑にはきちんと答弁できるようにしてもらいたいとの要望があった。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 失礼いたしました。例えばでございますが30年の11月の会談のときには、安倍首相からは、辺野古の中止についてでございますけれども、かねてから米側と進めている計画どおりの今の移設を進めていきたい、そのことに理解を求めたいと。折を見て話合いの場は設けたいというような回答がございました。昨日につきましては、知事のコメントの中でございますが、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とは別に対応をやっていただきたい。そのため対話で協議をさせていただきたいということをお話ししたら、総理は話を聞いてうなずいていたというような形で聞いております。ほかの回におきましても、先ほどお話しした11月のときと同様な回答内容だったと承知しております。

○仲里全孝委員 今聞いてみると皆さんは、対話の目的はこの基地問題解決するっていうのが大きな目的なんですよ。それを今聞いてみると30年の10月、11月、31年の3月に2回、昨日の1回、何でこんな公の政府との調整会議なのにね、対話の会議なのにそんな曖昧な議事録あるのかね。これ公なことじゃないですか。大きな目的が昨日の新聞にも載ってるんですよ、基地問題解決のためと。我々はこういうふうにしたい、政府はこういうふうにしたい、どういうふうに対話を進めていくか、解決に向けてどういうふうに進めていくのが皆さんの考え方だと思うんですよ。2年間に4回やっているのに回答もらってないと思いますよ。いついつ国と県と知事と歩み寄れるところはどうか、基地解決に向けて対話を図っていきましようというのが皆さんの目的だと思ったんですけどね。どうですか知事公室長。

○**金城賢知事公室長** 委員御質問のとおり、普天間飛行場の負担軽減推進会議という形で会議を開催しておりますので、その都度、例えば普天間飛行場の航空機騒音問題ですとかそういった議題を立てて、協議をしているという状況でございます。その都度政府から県の求めに対して回答があるという形ではありますけれども、少ししっかりと準備ができてないってことで、回答ができないというところありますけども。

○**仲里全孝委員** 県と国との対話にしても、皆さんが案とか、アジェンダとか、そもそも持ってるんですよ。皆さんの今回のこの処理概要を見ると、政府に訴えてもいないのに、工事を直ちに止めてから話ししようと言ってるんですよ。政府は法治国家でありますから、皆さんに丁寧に環境に66件、農林水産部に14件、土木建築に6件、丁寧に許可申請出してるんですよ。それで工事は動いてる。軟弱地盤の変更届はまだちょっと回答は出てないんですけどもね。そういう中で、皆さんが許可してるにもかかわらず、工事を直ちに中止しなさいと命令してるんですよ。中止してから対話しようと言ってる、条件つけて。だからこんな議事録も、公の議事録も残ってないんですよ。こういう大事なもの、公表してもいいんじゃないですか、県民に。いかがですかね、公室長。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** まず知事と総理の2人だけといただきますか、個別の面談につきましては、我々事務方もちょっと入ったりしてないもんですから、正式な議事録というのはちょっと持っておらず、その後の知事、総理の会見、囲み取材等の発言で承知してる内容でございます。また、国との間で普天間飛行場の負担軽減推進会議に知事が出席され、官房長官と協議をされますけれども、その議事概要につきましては、公表について少し国のほうの確認をさせていただきたいと思っております。

○**照屋守之委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、仲里全孝委員からこれまでの総理との面談は全て一対一で行ったのか答弁してもらいたいとの指摘があった。)

○**照屋守之委員長** 再開いたします。

田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 失礼しました。先ほどの5回につきましては、知事が総理と面談をした回数でございますけれども、こちらは大変恐縮なんですけれども、全てが知事と2人だけだったのか、秘書が入っていたのか、事務方が一少なくとも我々辺野古新基地建設問題対策課の私は入っていませんでしたけれども、そこについては先ほど申したような形で議事録というのはなくて、終わった後の囲み取材等でこういう発言がありました、こういうことを申し上げてこういう回答がありましたということで我々は承知しているところでございます。

○仲里全孝委員 正式な会談、議事録がないというふうな答弁なんですけれども、こういう行動した日記は控えておりますか。4回の知事の行動、日程表も含めてですね。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 公務で行かれたものにつきましては、日程として管理されていると承知しております。

○仲里全孝委員 その日程表に、知事が国に行ってるわけですから、何らかの控えはありますか。知事とどういうふうな、誰と会って、どういうふうな一回答までは、この対話の問題なんですけどね、対話した、どういった内容で対話したのか、対話を求めてきたのかね。私が聞きたいのはどういった形で対話を求めてきたのか、これまでですね、その記録ってありますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 繰り返しの答弁になるかもしれないんですけれども、中身につきましては正式な議事録というものがないんですけれども、日程としてはそういった公で行った、公務で行ったときの日程としてはございます。そして、どういった内容で発言されたか、どういった回答があったかというものは、その後の囲み取材等の資料で、我々は確認をしているというところでございます。

○仲里全孝委員 ちょっと私、初めてでちょっと慣れてない、把握もしてないかもしれないんですけれども。皆さんの処理概要を見ると、沖縄県との真摯な対話に応じるよう繰り返し求めてきたとあるんですよ。その中身を知りたいんですよ、私。どういうふうに繰り返し求めてきたのかというのを。皆さんのちゃんと処理概要の中にあるものだからどういうふうにやってきたのかなど。全部、置いてるんですよ。政府に対して、工事を直ちに中止した上で、中止しないと

合わないよって言ってるのか、取りあえず中止してくれと。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 先ほどの5回の面談とはまた別に、これまで行政指導文書等々で、まずは工事を中止していただきたいということは繰り返し申し上げてます。そしてそういった文書の中、もしくは知事が記者会見ですとか、コメントを発出する際には、国に対して、県と真摯な対話をしていただきたいということを発言している。そういった中で、繰り返し求めているということを含んでいるということでございます。

**○仲里全孝委員** その文書、紹介してもらえないですか。今の文書のやり取りした紹介。国と県との。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 指導文書の内容について、今、紹介していただきたいということでございますか。恐縮ですが指導文書につきましては、知事公室から発出したものではなくて、土木ですとか、農林水産部ですとかそれぞれ許認可等を持っているところから出されてる文書の中で工事を中止するよというような形で指導している文書がございます。ちょっとその中身につきまして今知事公室のほうで細かく御説明できる資料が今手元にございませぬ。

**○仲里全孝委員** 何でこれ今回、基地建設問題対策課で処理概要を書いているんですよ。皆さんそれを把握しないとイケないんじゃないですか。土木建築部が出してるからうちは知らないとかね。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 少し舌足らずでございました。細かい内容についてちょっとうまく説明できないところがあるんですけども、直近で出した内容につきまして申し上げますと、辺野古の工事現場でジュゴンの鳴き声一鳴音が聞こえたということが環境監視等委員会等で報告された。そういったことを受けまして、県としましてはまずは工事を中止をして、そういった事実関係といいますか、ジュゴンの鳴音についてしっかりと調査をするよにと、そういった形で文書を出しております。

**○仲里全孝委員** ちょっと私の考えと皆さんの考えがちょっとかみ合わないところがあるんですけども、私は皆さんの処理概要を見て、これからも一また今日の新聞にも知事がコメントしてるんですよ。今日の新聞にもなぜ対話をする

のかと、大きな目的は、基地問題の解決を求めると対話をしていくんだよということで、新聞に載ってますよ。皆さんのこの処理概要にもこれまで真摯な対話に応じるよう繰り返し求めていると。何回こういったのを求めてきたんですかと。もう皆さんは、工事を先に政府に中止をしないと対話はできないと。工事のこれまでの進捗を確認すると、国は皆さんに丁寧に環境部においても66件、農林水産部においても14件、土木建築部においても6件。まだ処理をしてないのは1件あるんですけども、大きな設計変更がですね。それはあるにしてもこれまで皆さん受理して許可してきたんですよ。許可して、今工事が進んでいるんですよ。進んでるにもかかわらず、中身が全く分からない、対話はしたいけど工事1回止めると、そういうふうな皆さんの取扱いなんですよ。それで対話の目的は何ですかと。基地問題解決でしょうと。そうであればもっと真摯に、方法、皆さんのアジェンダ、皆さんの考え方、国の考え方。歩み寄れるところは歩み寄って、早めに基地解決に向けて対話する必要があるんじゃないですかと。どうですか、知事公室長。

**○金城賢知事公室長** 県としてもこれまで沖縄県と国との対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べてきたところでありますけれども、辺野古新基地建設反対の県民の明確な民意ということも踏まえまして、国との対話を求めて基地問題の解決というものを進めていきたいということで申し上げてきたところでございます。

**○仲里全孝委員** 公室長、私が言ったのはそうではなくて、冒頭いつも基地を今、何か止めるような話をしたんですけど、そうではなくてもう少し方法があるんじゃないですか。皆さん対話したいんですよ、国も応じたいんですよ。いつもの平行線したら、今日の新聞にも平行線したら対話にならないでしょうと、いつまでたっても。対話をしないと、基地問題解決に至らないんじゃないですかと、私が言ってるのは。その件に対してどういうふうな考え方ですか。

**○金城賢知事公室長** 県としても、辺野古において国が基地建設を継続をするという中であって、ぜひこれは一旦中止をした上で、沖縄県としっかり対話という形で基地問題の解決を図ってもらいたいということを申し上げてるところでございます。

**○仲里全孝委員** ちょっとかみ合わないんですけども、工事を先に中止しなさいってどういう意味ですか。その目的は何ですか。まず中止しなさいって

うのは。

○**金城賢知事公室長** 沖縄県としては、今現在辺野古で行われてる新基地建設工事につきましては、公有水面埋立法の承認要件を充足してないということで、ここでいう1号要件であれば国土利用上適切かつ合理的なることということについて軟弱地盤の発生等もありまして、この要件がクリアされてないんじゃないかと。それから災害防止の配慮でありますとか、環境保全上の配慮、加えて留意事項違反ってことで実施設計に係る事前協議をなされてないと、それから環境保全図書の変更承認の不履行があるということで、そういうことで公有水面埋立法の承認要件を充足してないという工事については一旦中止をして、県としっかりと対話をしていただけないかということをお願いしてるところでございます。

○**仲里全孝委員** そうすれば、国は法律違反して今工事を進めているってことですか。それだけちょっと教えてください。どこどこが法律違反しているのか教えてください。何と何が。先ほどもありました、1億8939万720円。これまで裁判費用かかったと。だからちょっと教えてください。今まだあるって言うんだから。今まだ法に抵触するというふうな答弁をもらってるものですか、どこどこが今疑いがあるんですか。何と何が、細かく教えてください。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 先ほど知事公室長がお答えしたとおりでございますけれども、まず公有水面埋立法4条第1項第1号に規定する国土利用上適正かつ合理的なることの承認要件を満たしていない、そのほうでは、軟弱地盤ですとか、高さ制限といったところで充足をして、そこが埋立地として適切ではないというところで、撤回をしたところでございます。そして、公有水面埋立法4条1項第2号で規定する、環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなることといったところでございまして、先ほど言った軟弱地盤ですとか活断層等々で、そこは埋立地として適切ではないというところで、撤回をしたところでございます。

○**仲里全孝委員** 今確認しますけど3項目でしたか。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** その3項目のみではなくて、何十項目としてあるんですけれども、全て御説明するというところでございますか、今。

○仲里全孝委員 再度確認させてください。今述べた項目、大きな項目で3つあったと思うんですけども。それは、法律に一皆さんの意見を求めているわけじゃないですよ、法律違反してるんですかと。私が確認したいのは法律違反されてるのか、もう裁判で決着されたんですか今。意見を聞いてないです。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 県としましては、要件を満たさなかったということで、平成30年の8月に埋立承認処分を撤回したところでございます。これにつきましては、国土交通大臣の裁決により、埋立承認撤回が取り消されておりまして、県としましては、国土交通大臣が取り消した理由等につきまして誤りがあるというところで、これにつきましては抗告訴訟で現在争っているところでございます。

○仲里全孝委員 以上です。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 引き続き陳情172号でお願いいたします。皆さんの処理方針でも国民的議論を深めることは重要だということが書かれています。先ほど仲村家治委員からもやっぱり国民に対してそうした資料提供とかが大切だっているのは私も一緒です。それで、今お話にもありましたが、現在、政府は当初計画から大幅な変更があって設計変更を出している状況ですが、この設計変更の中身について、この間皆さんいろいろキャラバンとかでも回っていますが、国民的議論はどれくらい深まっているか、皆さんの感覚としてはどうですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 設計変更申請につきましては、告示縦覧の中で、当初承認の約5倍に当たる1万5000件以上の意見書が出ているということは、国民的議論といいますか、辺野古の埋立てにつきまして国民の関心が深まっているものだと理解しております。

○比嘉瑞己委員 この間の、やっぱり県の取組やまた県民の運動の中でも広がってきていると思います。この設計変更申請の問題点については、今答弁があったとおりの撤回の中身ですよ。これについては、確かに県民も裁判で負けたんじゃないかとかいう誤った理解もあると思うんですけども、この撤回の中

身については、今判決が下ったわけではないということを確認していいですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 県が撤回をした理由につきましては、現在争っているところで、裁判所の判断が示されたものではございません。

**○比嘉瑞己委員** そこら辺の情報発信も課題かなというふうに思います。幾つか問題あって、話すとき切れないのですが、ちょっと絞って聞きたいんですけども、本当に国民一人一人が沖縄だけじゃなくて全国の問題だって理解してもらうためには、予算面での考え方もあると思うんですね。この設計変更では、当初予算からかなり大幅に予算も増えるみたいなんですけども、この総工費用について、これまで政府の説明で9300億円—この設計変更でなるというお話だと理解しているんですが、これは当初予算の何倍に当たる額になるんですか、当初計画の。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 当初の公有水面埋立承認願書で示された額の約4倍に相当する額だと理解しております。

**○比嘉瑞己委員** 基地はアメリカが使用する基地なんですけれども、これらの建設費は米国負担はどれくらいあるんですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 埋立て等に要する経費につきましては全て国費で賄われることになっております。

**○比嘉瑞己委員** これ日本国民の税金で造るっていうところも、やはり私が全国の知り合いとかに話してもそこを言うと、やはりはっと立ち止まる方も多いいんですよね。やっぱり本当に我が事のように考えてもらうためには、そうした財政支出の面からも発信が必要じゃないかなと思っています。一方で、これまで県が、国が示す前に、県がいろいろ試算をして2兆5500億円ということが議会でも答弁ありました。工期は県の試算で13年ってあったんですけども、これらの県の試算の根拠をちょっと示していただけませんか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 2兆5500億円の根拠でございますけれども、まずこれにつきましては、県と国との集中協議の際に、国はそのときには具体的な費用を出していなかったもので、県が概算で計算した、推定した額だということでございますけれども、まず方法としましては、埋立承認願書

の資金計画書から当時着工済みの護岸にかかっている費用、それを割り出しました。その費用が約91億円ほどだったんですけれども、県が政府と裁決について争っているときに、国が出した証拠の中で、既にその時点において920億支出していますよという書類がございました。ということは、91億円かかるものにその時点でもう10倍以上の費用がかかっている。ということで、当初示されていた2400億を10倍しまして、2兆4000億ということでまず試算しました。そして軟弱地盤につきましては、岩国の空港のほうで、軟弱地盤の工事が先行してやられているのがありましたので、その例を参考にしまして500億ほどかかるだろうと。さらに軟弱地盤の埋立てに係る土砂の調達のために、約1000億かかるだろうということで、合計しまして2兆5500億ということであくまでも概算で試算したところがございます。

**○比嘉瑞己委員** 当時の政府がなかなか説明がない中で、限られた条件の中での計算だったと思います。それでも開きがあるわけですから、今回のこの設計変更申請でも、政府の工事が本当に妥当なものなのかというのをはっきりと精査していただきたいと思います。一方で県も試算で工期13年ということを示して、それは大体今回の設計変更の中身と似ているのかなと思いました。そうした意味では県の試算もただただやった単純計算ではなくて、それなりの根拠を求めた試算だったと思います。政府が今、基地が完成して実際に使用開始までは12年かかるって言っていますよね。そこちょっと分からないんですけれども、使用開始までっていうのは、辺野古の基地が仮に完成しても12年かかるっていう理解、普天間基地の返還っていうのはそれ以降になっちゃうのか、12年後なのか、そこら辺の理解はどうですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 変更承認申請を得られた場合、その後埋立工事等に9.5年かかります。その後、機材や施設の調整、飛行場の認証等で2.5年で、そこで12年。その時点で辺野古への移設が完了、その完了後に普天間飛行場が返還されるというような計画になっていると承知しております。

**○比嘉瑞己委員** 政府も常々一日も早い普天間基地の危険性の除去と言うわけなんですけれども、この一日も早いっていう言葉とこの12年という計画は、私矛盾していると思うんですが、県はどうですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 国は、当初の埋立承認の際には、

普天間飛行場の危険性の除去のために、極力短期間で移設できる案ということで辺野古の埋立てを選択したものと承知しておりますが、それが今12年ということであればやはり、極力短期間でということからすると長いのではないかと理解しております。

○比嘉瑞己委員 私は矛盾してると思いますね。ちょっと確認したいんですが、こういった中で、国会でも議論があって、基地問題の中で、例えば辺野古が完成したとしても、有事の際には那覇空港を使うっていう国会答弁がありました。その辺の説明は沖縄県にこれまでありましたか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 国が示した返還条件につきまして、負担軽減推進会議、同作業部会において、その内容、進捗状況について国のほうに問合せをしたところであり、それにつきましては一定の一県として納得できるものでございませぬけれども、回答はあったところでございます。

○比嘉瑞己委員 どういう回答ですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 一つ例にとってお話いたしますけれども、普天間飛行場の返還条件として、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善というのがございますけれども、この内容について、こういう条件が整わなければ普天間飛行場が返還されないのかということについて問い合わせたところ、日米間においてこの条件を達成困難にするような特段の問題は生じていないということで、今後ともアメリカとの間で必要な協議、調整を行い、この条件は満たされるものと想定しているというような回答でございました。

○比嘉瑞己委員 これね、条件が満たされることが条件になってるから、結局民間空港一沖縄でいったら那覇空港になるわけですよ。その条件があるってということと同じ意味ですよ。やはりそういったことも、やっぱり県民だけじゃなくて国民にも理解してもらおうということが大切だと思います。先ほどからの議論でも、ちょっと大事なので私からもやりたいんですけれども、これは単なる代替施設なんだよっていう議論もありますよね。ですが、私はこの間沖縄県はちゃんとこれは新基地建設だっていうことで、皆さんは機能強化だっていうことを示してきたと思います。辺野古の基地は新基地建設なのかどうか、その辺はつきりさせてください。

○**金城賢知事公室長** 今まさに政府で進めている辺野古新基地建設計画につきましては、弾薬搭載エリアや係船機能付の護岸、2本の滑走路など現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えるということで、代替施設ということではやはりないだろうというふうに考えております。

○**比嘉瑞己委員** 終わりますが、やはり今日議論してきたところっていうのが、やはりまだまだ国民的認識には私もなっていないと思います。そうした意味で皆さんがこれまで発行してきたQ&Aですね。翁長県政のときに作って、私もいろんなところで活用させてもらいましたけど、大変分かりやすい。これがすごく理解にもつながったと思うんですけども、この活用実績について概要でいいですので、大まかでいいですので、実績、効果について聞かせてください。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 具体、細かい数字等は持ち合わせてないんですけども、まずQ&Aにつきましては、我々の課のほうに来られた方については、無償で提供させていただいてるほかで、例えばトークキャラバンとかで知事が説明される際にはそれを活用するとか、あるいは地位協定の説明会に呼ばれた場合とかでもQ&Aを配布するとか、できるだけ幅広く国民、県民に行き渡るように活用しているというところでございます。

○**比嘉瑞己委員** それで、この発行からもうやがて5年近くなるかと思います。その間にもいろんなことが基地問題をめぐって動きがありましたよね。だから米軍関係の事件・事故でも、陳情にもある緑ヶ丘保育園の部品落下とか、普天間第二小学校もあったし、県も撤回をした、今政府は設計変更やってるっていう、軟弱地盤の存在とかもあのQ&Aはまだ載っていないんですよ。やはりそういう意味でも、そろそろ改訂の時期じゃないかなと思うんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 委員御指摘のようにもう5年たっておりますので、今改訂の準備を進めているところでございます。

○**比嘉瑞己委員** 最後、ぜひ県民投票もありましたので、そこら辺の民意もちゃんと伝わるような改訂になることを期待したいと思います。

ありがとうございます。

○照屋守之委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。ちょっと話の流れなので、先に172号のずっと議論になってる部分から少し確認をしていきたいと思うんですけども、まず、先ほど仲里委員から質疑があった部分で、総理と会うということについて、県はずっと私のいろんな質問・質疑の答弁の中でも、国と県はおのおの自立した行政府なんだという話がありました。一般的に異なる行政府の長がコミュニケーションを取ろうというときには、事前にどういったコミュニケーションを取るつもりなのか、どういう話をするのか、その部分について、先方もあることですから、私たちはこういうことをしに行きますと。それで向こうがある程度答えを準備するとか、または場合によってはこういう答えでいいですかとかっていう事務的な調整っていうのが行われるのが一般的な通例だというふうに認識をしてるんですが、5回今知事と総理お会いして、いろいろ話をしてると思うんですけども、そういった事務調整っていうのはなされていたでしょうか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 個別に細かな内容につきましてまず先方に事前に報告するというのではなくして、例えば、辺野古の新基地建設問題について、ぜひお話をしたいということで、官邸へのアポ入れをします。そういった形で、事前に調整をさせていただいてるというような状況でございます。

○小渡良太郎委員 友達じゃないんですから、それぞれ行政の長ですよ、日本のトップと沖縄のトップが話をするという部分については、そういった部分しっかり調整をしないと対話にすらならないんですね、会話ができませんよ。知事公室長、先ほどの答弁の中で、内容について囲み取材で知ったと。これがまずおかしくて、本来だったら事前にそういう事務調整をしっかりして、こういった話をする、議会ではないんですけどもこういう答えが返ってくるだろうとか、答えももしかしたらただけるときもあるかもしれません。それで記者会見に臨むとか、知事は総理に会ってこういう話合いをしてきましたという形で議会に説明をするっていうのが本来あるべき姿なはずなんです。それをやらずにただアポだけ取って、何のアポですかと、基地の話をしに行くんですけど、分かりましたと言って基地の話をしてきましたっていうのが、5回重ねた総理との会見の実態だったっていうことで理解していいのか。事務調整をして

るんであれば事務調整のメモとか記録が残ってるはずなんですね。もし調整したって言うんであればそれを出していただきたいですし、ないんだったらそういう形の調整でしたというのを答弁いただければ。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 先ほど総理とお会いするときにはやはり政治家としての知事という立場もあると思いますので、細かな発言の内容ですとか、そういったものを調整するというではなくして、例えば辺野古の新基地建設の進捗状況ですとか、法的に裁判でこういうものが争われているといった事前のレクはしておりますけれども、実際、知事が総理とお会いして話すというのはやはり知事が御自分の言葉で話すことだと思いますので、そういった資料は作成をしていないということでございます。

**○小渡良太郎委員** 沖縄県の代表なんですよ。政治家として話をするって中で、それでも僕らみたいな議員であったとしても、言葉は選ばないといけないですし、正式な場所だったらやっぱり事前に調整をして、例えばここまで言ったら駄目だとか、ここは言わないでほしいとか、ここまで踏み込んでもいいですかとかっていう調整をするのが僕ら議員でも普通なんですね。ましてや沖縄県のトップである知事が、ある程度状況のレクは受けました、でもこの話の内容については手放しで、知事あんた政治家なんだから政治家として話してきなさいというのは、トップの会談としてはあんまり、あんまりあり得ないってよりも慎重な議論をしていかないといけないこういう協議の、総理とのコミュニケーションの中で、そういう態度で臨んでいったらいつまでも対話なんてできないですよ。こっちが対話する姿勢がないんだから。トップ同士の会談ってそんなに簡単なもんじゃないんですね。全国47都道府県あります。沖縄は政治的事情がある、政府も沖縄に対していろいろ問題解決するという意思がある。だから沖縄県知事はアポを取って会いに行くということが比較的ほかの県に比べたら簡単にできてます。でもほかのところの都道府県知事って簡単に会ってないんですよ。回数見ても、ほとんど4年間の任期の中で会える機会が1回あるかどうか、ほとんどないですね。そんな中でいろんな配慮もあるでしょう、そういうチャンスを活用して会いに行くと。しかも税金を使って、公費を使って会いに行くということをやっているのに、そのチャンスに臨むに当たって必要なもの、話をしなければならぬこと、自分たちが要請したいこと。それは一方的に投げるだけじゃなくて、国からもどうなんですかっていうコミュニケーションの中で、外交でも事務レベル協議とかって言葉が使われるじゃないですか。そういう協議を経て最終的にトップが会って、そこで何かを決めるというのが

本来通常であって、ただ行ってお願いをして聞くか聞かないか分からないけど、囲み取材でこういった手応えがありましたって言って帰ってくるという内容だったら、それは税金の使い道として正しいのか、沖縄県のトップの行動として本当にふさわしいものかというところは非常に疑問に思います。アポを取って行く一別に行くなではないですよ。でも税金を使うんですから、一つ一つ意義があるものに、意味があるものにしていくっていう努力を行政はしっかり積み重ねていかないといけない。その部分が、今までの答弁から、またこの処理概要の文言からもなかなか見えてこないというのがあるもんですから、恐らくほかの委員からも同様の質疑が上がってきてるものだと思います。もう少し真剣に、辺野古については私の個人的な考え方と今の県の姿勢は違うかもしれないですけども、もし本当にそれを変えていきたいと思うのであれば、変えていく努力をしていただかないと僕らもう議論ができないんですよ。そこら辺しっかりやっていただきたいんですが、公室長どう思いますか。

**○金城賢知事公室長** 小渡委員の御質問、例えば普天間飛行場の負担軽減推進会議や作業部会というのがございますけれども、作業部会を開催するに当たっては事前に議題を設定して、双方で意見のすり合わせをしながら場に臨むというのはそういう形でやっています。一方で小渡委員からありましたとおり、知事が総理に直接会われるときに、この際には当然のこととして県の考え方っていうのをしっかり確認をした上で県の主張をしっかりと総理にお伝えするという形でももちろん総理にお会いしてますので、県の考え方を整理した上で県が直接知事に申し上げるといった形は当然のこととしてやってるといふふうに考えてます。

**○小渡良太郎委員** お互いが自分の主張を主張し合うっていうのは対話ではないですから。対話っていうのはコミュニケーションなので、もう少しその部分も柔軟にやらないとお互い対立したまま、結局今と変わらない、何回やっても。変わらないのであればそこに税金を使う意義ってないんですよ。姿勢も含めて考えていただきたいなど。

ちょっと130号、9ページですね。パラシュート降下訓練の嘉手納町議会議長から上がってきた陳情になるんですが、記の2番、パラシュート降下訓練の例外的措置の判断基準を明らかにして速やかに公表するという陳情が出てくるんですが、これについて処理方針では10ページの一番上のほうに、例外的な場合に限って使用されるとされているが明確な判断基準は示されていないというふうに書かれています。この判断基準、例えば基地対策課とか、行政、沖縄

県側からどういった判断基準になってるのかっていう照会または確認を防衛省なり外務なりにしたっていうこと、事実はあるでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 この例外的な場合について、以前沖縄防衛局に照会したところ、あらかじめ一概に述べることは困難というふうにした上で、天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練が行えない一方で、即応体制を維持するために訓練を行う喫緊の必要がある場合等については例外的な場合に該当し得るものと考えているというふうな回答がございました。

○小渡良太郎委員 それが明確な判断基準ってやつにはならないんですか。基本的にはほかのところでやるけど、悪天候とかいろんな理由があった場合には、ほかのところでやるよってというのが判断基準にはならないんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 国の説明で天候等の制約というような説明だったんですけども、具体的にどのような天候だとか、どのような即応体制の維持というそこら辺の具体的なものもなくて、また現実的にこれまで去年の嘉手納飛行場での使用等について、伊江島のほうの天候はそれほど悪くはない中で行われたりしたのもございます。なので、そこら辺の具体的な場合というのを明確にしてくれというふうをお願いしているところでございます。

○小渡良太郎委員 この件について沖縄防衛局に確認をしたというのはさっき聞いたんですが、沖縄防衛局に確認したところそういう答えが出てきましたと、それで県は納得したんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ですので、こういうところで現実的な天候と矛盾する場合もあるので具体的なものを示してくれというようなことは、常々お願いというか要望しているところでございます。

○小渡良太郎委員 これは沖縄防衛局だけにか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 要請につきましては、嘉手納飛行場の使用があった場合に、外務省沖縄事務所と沖縄防衛局に対して要請をしております。

○小渡良太郎委員 直接本省に確認をしたりとかっていうのはしていないんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 地元の沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対して要請しているところでございます。

○小渡良太郎委員 これ手法の問題ではない—手法の問題かもしれないんですけども、例えば私自身何か疑義があった場合県に確認をすると。いろんな部分にわたって県じゃないところもあったりすると、例えば、直近でいうと池武当インターとかだったら、県の部分もありますし国の部分もあります。国の、例えば事務局に確認をして納得を得られないんだったら国交省とかに確認をするということで、あっちこっちに確認をして情報を取って、今どういった状況になってるかっていうのを確認をするというふうに私自身はやるんですけども。県としては別にそういうのじゃなくて、あくまで近い出先機関があるからそこに照会をして、あとは国とその出先機関でやり合ってくれという感じでやっているってことで理解していいですよ。

○溜政仁参事兼基地対策課長 例えば事件・事故の通報体制とかでも、沖縄防衛局、あるいは外務省沖縄事務所から県のほうに通報するというようなルールもありまして、我々としては一義的には沖縄防衛局、あるいは外務省沖縄事務所に対して確認をします。沖縄防衛局、あるいは外務省沖縄事務所が本省のほうに確認するというような流れになっているということでございます。

○小渡良太郎委員 第一義的にはそれでいいと思うんですよ。事件・事故に関してやっぱり現場にいる出先のほうが情報早いしよく知ってますから、それでいいと思うんですけども、沖縄における基地問題、基地に係ることについてはいろんな法律が絡んできます。先ほど議論になったように、日米地位協定とか日米安全保障条約とかのそういう国際条約の部分もちろんありますし、公安委員会も先ほど話したんですけども、刑罰的な部分もあります。民法での部分もあります。憲法ももちろんあります。そういうこの基本法だけじゃなくて、労務関係だったら厚労省関係の労働基準法含めた法律も米軍の中で働く方々に適用されてたりとか、また環境問題だったら環境に関連する法律が環境省が持っているやつですね、そういったものが関わってくるとか。航空とか海洋に関するものだったら国交省が関連するとかと。結構在日米軍・在沖米軍に係る法律ってのは多岐にわたるところがあって、そういうもし基地問題をしっかり是正をしていく解決をしていくという姿勢があるんだったら、その部分の知識とかをしっかりと持っておかないといけませんし、分からないのがあるんだった

らちゃんと疑義をただしていかないと、いつ聞いても国があんまり明確な基準を示さないから僕ら分かりませんみたいな話をされると、もっとちゃんと頑張ってくれよというふうを感じるんですよ。そういったたくさん法律なので、全てを網羅するっていうのは、県の1つの部署でやるには重いなどは思うんですけども、そういったところをしっかりと鑑みた上で、例えばどここの法律のこの部分に抵触してないですかとか、おかしくないですかとかというような話をしていかないと、法治国家ですから。米軍も官僚組織、軍隊も官僚組織で法律がありますので、法律に基づいて行動していますから、自分たちの法律も理解をしておかないといけない。相手側の法律もある程度理解をした上で、法律に基づいたコミュニケーション、議論、もしくは情報の照会等々というのをやっていかないと、こういった事例が分かりませんで終わらせたらいつまでも分からないままなんです。聞くにも分かりません、分かりました、分からないんですねって引き下がるんじゃないでなくて、関連する法律をしっかりと調べて、例えば日本の国内法だったらこうなってるんだけどここどう違うのとか、そういう聞き方をしていかないと、いつまでたっても分からないものは分からないままだと思いませんか。基地問題を解決するために、先ほど委員長がおっしゃったようにこの委員会は存在します。同じく基地問題を解決していくために、皆さんも今ここに座って、我々の質疑を受けて答弁をしていると思います。しっかりとやっていただかないと、例えば質疑に答えられない部分というのが出てきても、それは解決がどんどん遠のいていくという話になりますし、解決に向けてお互いが努力をしていかないと解決しないというのは、これ至極当然のことだと思います。ぜひ照会して分からないって言われたからっていつてめげずにちゃんと法律で理論武装して、ちゃんとした照会をかけていくと。知事公室長もおっしゃってました。先ほども言ったんですけども、国と県は自立しているというのであれば、それぐらいしっかりとやっていていただきたいなということ指摘をさせていただいて。もう一点ちょっとまた172号に戻るんですが、最後ですね。普天間の機能、新基地の根拠として、先ほどの答弁の中で普天間の機能代替って考える場合には普天間にはない機能も付加されてるからこれは新基地なんだっていう話がありました。例えば、今の那覇のバスターミナルのところ改装して県立図書館とかも入った複合施設になっております。あれはいろいろ整理統合して、バスターミナルの上に県立の図書館も入れて、その他いろんな施設も含めて整理統合したという形になると思うんですが、米軍統合計画全体で見て、辺野古のあそこの埋立てする滑走路も含めた基地機能っていうのはそれでも強化になるのか、全体で見てですよ、いろんなところ返還になります。嘉手納以南、那覇港湾施設の牧港の部分以外は全部返還になってきま

す。全体で見て、それでも新しい機能が付加されているのか。あくまでほかのところにあったものを1つに集約したという形になってるのか教えてください。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 今、SACO、あるいは統合計画に基づいて様々な移転等が行われているんですけども、それは基本的にはあくまでも現在ある施設の機能が移設されるというふうに承知しております。辺野古以外につきましてはそういうふうに承知しているところでございます。

**○小渡良太郎委員** 私が住んでいる沖縄市もキンザーの倉庫群を受け入れるっていう話になってるんですね。でもあの地域にはキンザーの倉庫群だけじゃなくて、インダストリアル・コリドーとかにあるスクールバスの一黄色いバスの基地も全部移転してくると。その他いろんな基地が全部ここに集約されるんですよ。皆さんの見解だと、嘉手納弾薬庫地区への移転も新基地建設っていう定義に当てはまると思うんですが、ちょっと教えてください。要は違うんですね、倉庫群移転だけじゃないんですよ。ほかのものもたくさん機能が集約されて、この沖縄市の嘉手納弾薬庫知花地区に集約される、統合されるというふうになってるんですね。従来の見解だとあれは新基地でもないっていう話になると思うんですが、今の根拠だとあそこも新基地という話に当てはまると思うんですが、そこら辺考え方どうなってるか教えてください。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 嘉手納弾薬庫の知花地区への移転につきましては、委員が御指摘のように今牧港補給地区にある施設の一部一倉庫群の移転とコリドー地区にある機能の移転ということで、既存の機能を移転するというところで理解しております。

**○小渡良太郎委員** もう一回確認するんですけど、辺野古に付与されているいわゆる基地機能と皆さんがおっしゃってるやつですね、それは統合計画全体で見たときに、集約なのか、いやほかのところ到现在ある機能が集約されるっていう形になっているのか。それとも全く今までにない機能が新たに付与されてるっていうことなのか、これは県の個人一個人じゃないんですけど、県の独自の見解じゃなくて統合計画全体で見たときにどんな形になってるかということ再度聞きます。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 辺野古につきましては、これまで

にない異なる機能が備えられているというふうに理解しております。

**○小渡良太郎委員** 個別具体的に言ってらるんですよね。今までにない、だから普天間飛行場って捉えたら今までにない機能が付与されてるかもしれない。例えば、面積でいったら今存在する米軍基地の面積が大分圧縮されると、嘉手納以北に基地が圧縮されるっていう形になると思います。そうすると、土地も狭くなりますから、もうちょい機能的にあちこちにあった機能を、分散してた機能を集約をして、それで必要な整備を行っていくっていうのが辺野古であり、僕らの嘉手納弾薬庫知花地区の倉庫群移転であり、または那覇港湾施設の移転という形になると思います。だから普天間飛行場ベースで見たときには、新たな機能付与だけど、でも統合計画全体で見たときには、別に沖縄に今存在する基地機能が集約されただけでっていうものなのか、それとも今まで沖縄にも日本にも全くなかった機能が新たに辺野古で造られている、埋立地に付与されるという話になってるのかで、皆さんの言うことってのが大きく変わってくると思うんですが、そこんところ教えていただきたいなど。再々度確認をします。

**○金城賢知事公室長** 小渡委員の御質問、統合計画全体との比較の中でということの御質問でございますけれども、少なくとも係船機能付護岸っていうのは現在の飛行場に敷設される形のものはありませんので、この部分に限って言えば明らかに新たなものというふうに理解しております。

**○小渡良太郎委員** そりゃそうですよ、普天間飛行場は山の上にあるわけですから、護岸なんて造れるわけじゃないじゃないですか。全体で、もし現時点でちょっとまだ把握してないって言うんだったら、しっかりその部分も確認をした上で言っていただきたいなど。なぜそう言うかっていうと、政治だったら自分のある程度の思いとか、政治信条とか主義主張の部分で発言をしてもいいと思います。やり過ぎはいけないんですけれども。行政の言葉っていうのはそうじゃなくて、事実に基づいた適切な言葉を使わないといけないというのが前提としてあると思います。法律にも触れない、ちゃんと正しい言葉をですね。この処理方針の中にも、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の見直しという形であるんですが、多分今までも、今日のこの委員会だけじゃなくて一般質問でも前の議会等々でも新基地の定義って何かとか、いろいろ議論されてきていると思うんですが、その議論の根拠になってるのは行政用語として適切かどうかという部分も大いにあると思います。知事の言葉の中で新基地建設って出てくるの

はそれはそれでいいでしょう、政治的な思いがあって発言されてることですからね。でも行政が同じような文言を使うというのが本当に正しいことなのか。いろんな事案を見てても、例えば東日本大震災だったら、一般的には東日本大震災と言われてるんですが、地震だったら地震で正式な名前があります。災害だったら災害で東北なんちゃらっていう文言があります。そういった言葉を行政は正しく使って括弧東日本大震災とかっていう形で書かれたりするんですね。それだけ言葉っていうのは、適切に、丁寧に取り扱われなければならないと思うんですけども。辺野古新基地建設って言われると、辺野古なんだなと。今私が聞いたのは沖縄市の基地は新基地に当たるのっていうところも、県民一僕だけじゃなくて、僕の思いで聞いているわけじゃなくて、聞かれるんですよ。何であっち今までただの黙認耕作地だったところに、何でバスがたくさん集うようなそういう状況できるのと、今まであそこあんまり渋滞しなかったのに渋滞路線になるの、地域の方々思うわけです。だから新基地っていう部分について適切な用語なのかどうかというところを、まだまだ疑義があるものですから、私の質問、今ちょっと答えが情報不足なのか分からないんですが、得られないので分かり次第教えていただいて、それに基づいてまた改めてこれに関して話していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○照屋守之委員長** ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** 何点かお願いします。陳情172号、これは普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設は中止せよということで、1つは普天間基地の運用停止、これは文字どおり直ちに止めるべきだと。そのためにはそこに集中してやる必要があると。今回陳情出されています、保育園に物が落下してくる、普天間の小学校にはヘリのドアが落ちてくると。もう危険極まりないということだと、まず普天間基地を運用停止、沖縄県議会も全会一致で、いわゆる5年以内の運用停止を約束した政府・総理に約束を守れという立場で全会一致で決議しました。県もその立場に立って引き続き強力に働きかける。その行為そのものをやっぱり再々政府に求める必要があると思います。どうなんでしょうか、取組状況は。

**○金城賢知事公室長** 普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去ということについては、辺野古移設とは関わりなく早期に解決されるべき課題だというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員　ですからそれは政府の約束だったということは、県の認識としても譲るべきじゃないし、どういう認識なんですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長　委員がおっしゃるとおり、5年以内運用停止につきまして要請をしたときに、政府は日本政府としてやるべきことはやるというような答弁をいただいたところでございます。

○瀬長美佐雄委員　あと、埋立工事については中止を求める立場だということで、先ほど埋立承認撤回をした2年前のその撤回理由を幾つか述べていただきましたが、1つは現在行われてる工事は違法なのかという点で裁判で争っているといったときに、根拠となったのが幾つかありました。軟弱地盤の新たな存在、それはどういうふうに地盤改良して工事できるようにするのが今問われている設計変更だと思います。ちなみに、軟弱地盤の存在をもって撤回した、今回の申請—設計変更に対して言えば、この軟弱地盤をどう改良して、どういうふうにきちっと造るんだという確証がなければやっぱ認められないと思うのですが、もし概要として今回設計変更申請の中で、土壌改良、90メートルの軟弱地盤、これをどう改良するというふうな申請になっているのか、確認できますか。

○島袋義明土木整備統括監　かねてより非常に地盤が弱いと、軟弱地盤がありますということ言われてるんですが、今回の変更申請書の中で具体的にどういう地盤改良をするのか。例えば、工法についてはサンドコンパクションなりペーパードレーンなり、そういった名称自体は記載されているんですけども、ではくいを何本打つのだとか、くい系はどれだけだとか、延長はどれだけだとか、そういった詳細については記載されておきませんので、この辺の必要な書類等資料については詳細なものを、今後また沖縄防衛局に求めていき、疑義も問いかけていきながらしっかりと審査を行っていきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員　工法に係る、いうと護岸を設置してそこに埋め立てていくというか、ところが今回は工法として護岸を造らないまでも、最初から海砂とかを投入するような計画になっているのではないかという専門家の指摘がありますが、そういうのは事実どうなんでしょうか。

○島袋義明土木整備統括監　一部先行盛土といいますか、トレミー管と言われ

てる一船で、要するに筒状のものがあって、そこから砂なりを投入できるような船を持ってきて、先行的に下の部分を埋め立てるといような記載はございます。ただ詳細につきましても、今後疑義のやり取りの中でしっかりと審査を行っていきたいと思います。

**○瀬長美佐雄委員** 承認撤回したときに、いわゆる事前調整と環境へのちゃんとした対策不十分だというふうな配慮、で先ほど指摘したことという護岸造らないまでに先行で埋めていくと。そうすると、そこから派生する環境汚染をどう防止するのかというのが一体的になれば認められないのかなとも思いますが、そこは記述としてはあるんですか。

**○島袋義明土木整備統括監** 今現在申請書の中で、こういった先行的にトレミ一管を使って先行的に盛土をする場合については汚濁防止膜を展張すると、汚濁防止膜で巻きますよというふうな記述はございます。ただそれについても同じように、詳細にどういう巻き方をするのか、どの延長でやるのか、あるいは台風時にはどうするのかといったような詳細に関する記述等はありませんので、引き続き資料等を求めていきたいと考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 今回1万5000、概要的に中間的な発表なのか分かりませんが、その件数、要するに意見が寄せられたということについてはほぼ確定したんですか。例えば県内とか県外とかどうなってますか。

**○島袋義明土木整備統括監** 告示、縦覧が9月8日から9月28日まで告示の縦覧を行いまして、現在、途中集計ではあるんですが1万5000以上はあると。ただ先ほどもありましたけど、前回は三千何件かでしたので、かなりの件数が来てることは事実でございます。我々土木建築部としても、正直言って今人手が一まさか1万5000も来るといふふうなところまでちょっと及ばなかったもんですから、現在全課応援をお願いして、まずは分類といいますか、受付を今やっている状態でありまして、内容を細かに分類するっていうのはまだまだ今からの作業でございます。

**○瀬長美佐雄委員** そこは法的にしっかりと吟味していくということを期待したいと思います。ちなみに軟弱地盤のみならず、活断層も走っているという指摘があります。実際、軍特で視察で行ったときに沖縄防衛局の次長でしたかね、要するに活断層の存在はないことを前提に設計というか申請してますというこ

とを明言しました。ちなみに県としては、過去の文献、そこに2本走ってるともう指摘されてきましたが、活断層についてはどんな見解なんですか。

○島袋義明土木整備統括監 以前より活断層の存在につきましては、専門家の意見があったことは新聞等々でも承知をしております。今回の変更承認申請の中では、あえて活断層についての詳細の記述等もございませんので、これも併せて我々も専門家の意見を聞くなりして、また同じく防衛局に必要な資料等詳細なものを求めていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ちょうど活断層の真上に護岸があつて、そこがまた軟弱地盤が90メートルもあるとかいう大事なポイント。本来ならば、ボーリング調査なり、あるいは音波、探査なりの調査の中で、活断層の存在も含めて調査して、ないからここに造るんだということが本来だと思うんですが、皆さんの今言う指摘でいうと、活断層の存在に関するデータを含めて、ないと言うなら、ないという証明としてのデータの提供ということをやっぱり請求するという立場でしょうか。

○島袋義明土木整備統括監 当然安全防災上、構造物を造るからには非常に重要な観点になりますので、その場所に活断層があるのか、ないのかっていうのは非常に重要な事項だと考えております。それにつきましてはきちんと沖縄防衛局に必要な一あるのか、ないのか、その根拠についても求めていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 この同じ陳情の中で、処理概要のところでも全国知事会が日米地位協定の抜本改定を求めるに至ったということで、この日米地位協定の抜本改定一提言ですが全国知事会は、この全国知事会が求めたいいわゆる具体的な内容、地位協定の主なポイントという意味では、どんな項目というか内容になりますか。

○照屋守之委員長 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時19分再開

○照屋守之委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

溜政仁参事兼基地対策課長。

○溜政仁参事兼基地対策課長 瀬長委員から御質問のありました、全国知事会における平成30年7月に取りまとめられました米軍基地負担に関する提言の内容でございます。その内容につきましては、まず第1に米軍機による低空飛行訓練等について、訓練ルートや時期について速やかな事前情報提供を行うこと。2番目に日米地位協定を抜本的に見直し、国内法の米軍への適用や自治体の立入権を明記すること。3番目に事件・事故に対し具体的かつ実効的な防止策を取ること及び航空機騒音規制措置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこと。4点目に基地の整理縮小・返還を積極的に促進することの4点を日本政府に対して提言する内容となっております。

○瀬長美佐雄委員 今回陳情に、例えば130号の米軍パラシュート降下訓練に関して言えば、日米合同委員会での取決めに公表せよというふうな、対処法でもそうですが、この日米合同委員会っていうのはどういう存在なのかという点では説明できますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 日米合同委員会は日米地位協定第25条の規定に基づき、同協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として設置されております。また同条第2項により、同委員会は日米両政府の代表者で組織し、同委員会に必要な補助機関及び事務機関を設けることとするとされております。

○瀬長美佐雄委員 その取決め事項というのは、誰でも国民知り得る状況なのかという点ではどうなっているのでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 文献になるんですけども、日米合同委員会の下に置かれている騒音環境など国民生活に密接な関わりがある35の分科会・委員会の代表においても、基本的に日本側が文官であるのに対して、米側は軍人となっています。また政府は、合同委員会の協議内容について国会に報告する必要はなく、その合意内容について国会の承認を得る必要はないとされており、同委員会が国会の上位にある状況となっているという報告がなされております。それで中身につきましては基本的に開示されるものはほとんどないという状況です。

○瀬長美佐雄委員 地位協定を改定せざるを得ないということを求める全国の知事会の到達は、やっぱり主権に関わる問題だと。県民の命、健康を守るという立場からも、地位協定を変えんといかんという到達になったということだと思います。ここにある日米合同委員会で、いわゆる決まったことはブラックボックスになっていて、それこそ国会に報告することもない。国権の最高機関は、日本でいえば国会です。その国民の代表機関たる国会には何も知らせずに、運用は日米でやってるという実態がある。そうですよね。どうなんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほど申し上げたとおり、この合同委員会合意につきましては、国会への報告義務はないということですので、委員の御指摘のとおりだというふうに理解しております。

○瀬長美佐雄委員 15ページに、陳情132号に関して、実は軍人・軍属とその家族、市町村ごとの基地外居住者の数は明らかにすること。これは知事公室が担当の中身でも駄目ですか。

○照屋守之委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から知事公室で答弁できる部分は、可能な限り答弁してほしいとの指摘があった。)

○照屋守之委員長 再開いたします。  
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 15ページの項目6、軍人・軍属その家族等の市町村ごとの基地外居住者の数を明らかにしてほしいという陳情です。これは当然その立場だと思うんですが、処理概要では24年以降公表されてない。それ以前は公表されていた。改めてコロナとの対応でも、あるいは日常生活の上でもやっぱり公表させるべきだと、強く当たる必要がある。そういう立場で取り組むべきだと思うんですが、困難っていうのであれば何が困難にしているのかという関係答えていただけますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米軍人等の人数が公表されていないことについて、沖縄防衛局に以前確認しているんですけども、その際は在日米軍人等の

居住者数については米側から国際社会における米軍に対する脅威により、より厳しい考慮が必要であるとして懸念が示され、2014年以降情報の提供がなされていないということのようです。

○瀬長美佐雄委員 だから、今の説明では意味不明。公表しない理由に当たらない、公表せよという立場こそ必要だと思いますが、日本政府は要するに公表せよという立場に立たないから公表しないということの理解でいいですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 防衛省としては米側に人数等の公表を求めているのかということも、質問しております。それにつきましては、防衛省としても米側の懸念について一定の配慮が必要と考えていると。しかし、在日米軍施設区域の安定的な使用の確保には、地元自治体や住民の方々の御理解、御協力が必要であり、現在公表も含めた当該人数に係る情報の適切な取扱いについて関係省庁と連絡して米側と協議しているという回答はあるんですけども、実際のところはまだそのような具体的な数字はいただいているところまでございません。

○瀬長美佐雄委員 7の項目に検疫法等の国内法を適用すべきだと言われてます。当然だと思いますが、現状で何が問題なのかということなんですね、検疫法適用できないがために。それは皆さんどういう認識でしょうか。知事公室の立場からでいいです。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米軍関係者の我が国への入国につきましては、地位協定第9条第1項において、合衆国は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができると規定されております。また、検疫につきましては、平成8年の人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意により、合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶または航空機は、合衆国軍隊の実施する検疫手続を受けることになっていると。これらの規定によって、米軍は日本の検疫を受けずに日本に入国することができるということになっておりまして、今回の新型コロナウイルス感染症につきましても、直接米軍基地内に入ってくる米軍人等に対しては日本のコントロールが利かないということが問題であるというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 11ページの陳情131号で、要するに県外及び国外から沖縄への軍人・軍属の移動を中止してほしいとあります。空母で数千名の感染者が

出て、これを沖縄県内の米軍基地、全国もそうですが、そこに移動・移送しようかという計画があった事実があります。ちなみにこの陳情では、移動、来るなど感染者はと求めているけれども、現在の先ほどの読んでもらった日米地位協定上は拒否はできない。感染者が軍艦で接岸して、何百人単位で県内に基地に入ろうが止めるすべはないっていうのが現状ですよ、どうなんでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 米軍人等の基地内への移動については認められておりますので、委員の御指摘のとおり日本側の関与なしに入国することは可能だというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** ちなみにパラシュート降下訓練で、先日津堅沖でまた強行されました。これについても地元はやるなど、県もやるなどという立場だったと思いますが、強行されます。なぜ止めることができないんでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 先日10月6日に津堅島訓練水域において、米軍によるパラシュート降下訓練が実施されております。同訓練につきましては、勝連半島と津堅島とを結ぶ定期線や漁船等が航行する水域となっており、また過去には提供施設区域外に隊員が降下する事故なども起きていることから、県、あるいはうるま市は繰り返し訓練の実施をしないように求めているところです。一方、米軍等については施設内の訓練ということで実施されているということでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 陳情、緑ヶ丘保育園に物が落下すると。F15も部品落下させるという航空機事故が発生するという中で、先般高江ヘリ炎上が書類送検になったと。これに対する知事は説明は不十分だというコメントが出ています。どちらが答えてもいいんですが、容疑者不詳のままになったというそこについて説明できますか。

**○崎原永克刑事部長** 東村における米軍ヘリ緊急着陸炎上事案につきましては被害の捜査を行ったところでありますけど、被害者の氏名等特定に至らなかったものでありまして、そういう状況で送致したところであります。

**○瀬長美佐雄委員** 普天間第二小学校にヘリの窓枠が落ちた。この火災、名護へのオスプレイの墜落等々で、結論的には機体をきちっと確保したり、捜査をしっかりとやると。今言う誰がパイロットだったのか、そこに対する聞き取り調

査、捜査っていうのがかなわなかったということだと思っんですが、どうなんですか。

○**崎原永克刑事部長** 個別の捜査に関することであるため詳細は差し控えさせていただきますけど、県警では米側当局を含む関係機関の協力を得ながら所要の捜査を進めたものでありまして、その捜査を終えた段階で送致したものであります。

○**瀬長美佐雄委員** 米軍絡みの事件・事故、基地内で火災、ところが立入りできないというじだんだ踏んでると。ですから警察もそういう意味では、本当に責任果たせないということだと思っんですが、要するに立入調査ができない、捜査権が行使できない。これやっぱり突き詰めると、米軍の駐留特権を保証してる地位協定に行き着くんだらうと思っんですよ。その関係で皆さんはこの日米地位協定の中で、この部分での捜査権、立入調査、あるいは環境の浄化含めて、やっぱりこれをきちっと今の状況を打開するために行使できないと県民守れないと。それに対する政府の立場はどうなんですか。

○**金城賢知事公室長** 御質問のところの日米地位協定の見直しに関する議論におきましては、日本政府は基本的には協定そのもの見直しではなくて、運用改善ということ一例えば、環境問題であれば環境補足協定なり、あとは軍属に関する補足協定等ございますけれども、県と調整の中で確認してる場所では、地位協定そのものを見直しするよりも、かえってそのほうが合理的というかより迅速に対応が可能であるというふうなことを申し上げてるというふうに理解しております。

○**瀬長美佐雄委員** ちなみに他国の地位協定を、同じように第二次世界大戦敗戦国—ドイツやイタリア含めて、駐留米軍との関わりで調査されたと思いますが、特徴的なのはどういう状況なんですか。

○**金城賢知事公室長** 他国地位協定の調査をやっておりますけど、例えばNATOヨーロッパ各国では、自国の法律や規則を米軍にも適応させるということで米軍の活動をコントロールしてるということで、受入国側の基地内の立入権の確保ですとか、あるいは米軍機の航空機の事故の際にも、受入国において米軍に優先して関与ができるというふうな実態が確認されてます。

○瀬長美佐雄委員 つまり駐留米軍は、駐留している国の国内法の縛りの中でコントロール下に置かれてるということでいいんですよね。

○金城賢知事公室長 イタリアとか、ボン補足協定においてはそういった形でしっかりと受入国側が関与できる仕組みがあるということでございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに他国の地位協定、近隣も含めて調査するとどんな状況になってるんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 29年度、30年度においてはヨーロッパを中心にドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスの4か国を調査しております。昨年度につきましては、フィリピン及びオーストラリアを調査して、韓国についても調査をしたかったところなんですけれども、3月以降新型コロナウイルスの影響がございまして現在調査を延期しているという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 翁長前知事は日米地位協定が憲法の上にあると。日米合同委員会は国会の上にあると指摘したとおりの推移が、現状だと思うんです、陳情を見る中で言うところです。やっぱり引き続き地位協定の抜本改定は、全国知事会と一緒に改定まで頑張ってもらいたいと思います。運用が、コントロールができないことによって、例えば辺野古の基地建設、12年、13年さらにはもっとかかるかもしれない。完成した後も結局運用は米軍任せということだったら手も足も出ないという状況になるんじゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 仮の話ですけれども、どの基地についても地位協定は適用されますので、運用は基本的には米軍が行うということでございます。

○瀬長美佐雄委員 最後になりますが、先ほど1万5000を超える意見が寄せられたと。多分に県民以外の皆さんは、納税者として自分たちの納める税金が、他国の戦争の使われる軍事基地に使われるのは嫌だというそういうのも多かったと思いますが、ちなみに9300億円という国が提示した金額があります。この中に占める警備費、人件費というか工事と直接関わりのない、それはどのぐらいの金額でしたっけ。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 9300億円に含める警備費として

1700億円というふうに承知しております。

○瀬長美佐雄委員　ちなみに9300億の1700億は何割なんですか。そういう高い割合の一公共工事で警備費がこんなに高いというような事業そもそもありますか。

○島袋義明土木整備統括監　今、警備費が約1700億円ということで、これまで公共事業でそれだけの警備にかかる費用があるかという御質問だと思うんですが、私の経験上そういった1700億もかかるような警備については承知はしておりません。

○瀬長美佐雄委員　今言う、国民の税金の使い方にしてもとんでもない、環境破壊、工法でもいろいろ矛盾もあるという点で、辺野古基地建設は認められないという立場に立って、引き続き知事先頭に頑張っていただきたいと要望しております。

○照屋守之委員長　ほかに質疑はありませんか。  
山里将雄委員。

○山里将雄委員　お疲れのところだと思いますので、ほんの少しだけ質疑させていただきたいと思います。陳情111号緑ヶ丘保育園の件なんですけれども、これはうちのていだネットの玉城委員からも質問がありましたけれども、その中でちょっとよく分からない部分があったんで改めて聞かせていただきますけれども。まず、皆さん今いわゆる実証実験を行ってるということでしたけれども、そのときどんな内容なのか聞いたんですけど、お答えがあったんですけどちょっとよく分からなかった。実験の内容としてどんな実験を行ってるのか分からなかった部分があるので、もう少し詳しく、もしお話しできるのであればどんな実験だったのかそれをお話いただけますか。

○崎原永克刑事部長　実験につきましては、落下実験ではちょっと危険が伴うんで、それではなくて、これと同様な条件で有識者の意見を聞きながら、同様な条件でぶつければ同じような効果が出るかということで、その条件を整えて実施したところであります。今現在はその結果について分析中であります。

○山里将雄委員　それと同じ物を、いわゆる高いところから落とすのではなく

て、何かいわゆる圧力というか何か力を加えてという形なんですか。

○**崎原永克刑事部長** 落下速度を計算しまして、その速度と同様の条件下でぶつけたという。

○**山里将雄委員** 計算の上でということですね。

○**崎原永克刑事部長** そうです。

○**山里将雄委員** その実験は現在はまだ終わってないということなんですか。今実施中ですか。

○**崎原永克刑事部長** この実験は終わりました。これについて今分析を行ってるところでございます。

○**山里将雄委員** その分析の結果はいつ頃の予定ですか。

○**崎原永克刑事部長** 県警察といたしましては、事案の具体的な状況に即して、必要な事実確認を行ってるところであります。現時点でそれがいつ、あるいはどのような結果となるかをお答えすることは、今の時点ではまだ困難でございます。今分析中でございます。この実験を踏まえて、これまでの調査状況も踏まえながら、総合的に判断してるところ、検討しているところです。

○**山里将雄委員** まだいつ頃結果出るかというのは、今の段階ではお話しできないということなんですね。

○**崎原永克刑事部長** そのとおりでございます。

○**山里将雄委員** その結果が出たときに、県民に対して、あるいはこの緑ヶ丘保育園の皆さんに対して、いわゆる報告する、公表していく、そういう予定はあるんでしょうか。

○**崎原永克刑事部長** 総合的な調査結果を踏まえまして、適切にお答えし、可能な範囲で公表していくことを考えております。

○山里将雄委員　そうですね、この緑ヶ丘保育園の皆さんも3年前にそれが起こっていまだにその進展が見られないということで、今回このような陳情になってますんで、やっぱりその結果についてはきっちりとお知らせする、報告する必要があると思うんで、ぜひそれを結果が出たときには御検討いただきたい、やっていただきたいと思えますんでよろしくお願いします。

それから陳情130号についてなんですけれども、米軍のパラシュート降下訓練についてですね。ほかの議員からもいろいろ質問があったんですけど、この例外的な場合に限って使用されるということが、皆さんにとって例外的というのが何なのかが公表されていないということで分からないということだったんですけど、今回の場合は、悪天候により降下訓練ができなかったということになってるんですけど、ということは要するに天気が悪くてできなかったということに今回はなると言ってるような気がするんですね。そうすると天気が悪いだけで降下訓練ができないとなると、それこそもうちょっと天気が悪ければいつでも嘉手納のほうでやるというふうになってしまうような気がするんですね。恐らくそうではないというふうなことになるんでしょうけれども。その辺はやっぱりこの例外的な場合というものを、答えてくれないということで済まさずに、やっぱりそこはきちんと強く、その内容はどういうものが例外的なものなのかということをしつかりと聞いていく、公表してもらってことが必要だと思うんですが、その辺の取組について伺います。

○金城典和参事監兼基地対策統括監　嘉手納のパラシュート訓練について、これまで私、米軍に直接抗議・要請等行っております。その中で彼らの説明によると、伊江島補助飛行場の実施について、大体1年当たり3分の1が悪天候で実施ができなくなると。そういったのが重なって嘉手納でやる必要が出てくると、そういった概要的な話をされています。ただ実際今回のものも含めて、実際天候のほう、現地の伊江村に当日の天候と海象状況も確認したところ、それほど荒れていないというのは確認できております。それでこの要請のときに、なぜ当日はこういうふうな天候はいいのに、予定を変えて伊江島でできないのかと、嘉手納でやるんじゃないかと、天候がよければ伊江島のほうでできるんじゃないかというふうな質問もしております。その中の回答によりますと、彼らから言わせれば2日前に決定するらしいです、実施するかどうか。一旦決定したもののついて、当日天候によって場所を変えるというものは、事前準備が間に合わないということで、2日前に決定したことを当日やるというような説明をされていました。ただ、私たちから言わせていただきますと、そういった計画については前もって、例えば沖縄県でできないのであれば九州各県とか他県、

または国外という形で定期的な逼迫した状況で実施するというのではなくて、計画的に日本全体含めて実施場所の検討をしてくれという形で、訓練についての実施方法については改善はできるはずだということは直接申し入れております。ですから彼らもそういったことでは検討はしてみたいというふうな回答がございますので、沖縄県—嘉手納のほうでやらないような方法はあるというふうに私たちは理解しております。

**○山里将雄委員** そうですね、やっぱりどう考えてもおかしいですよ。天気が悪くてできないのであれば、我々の感覚からすれば天気がよくなってから行うなりすればいいだけの話で、それは必ずしもその日でやらなきゃならないということではないと思うんですけどね。やっぱそこはしっかりと皆さんのほうから、この例外的な場合というものをしっかりと示してもらって、そしてそれにのっとなって降下訓練をするというふうに働きかけてほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

それからもう一つ、最後なんですけど、これは質疑というよりもちょっと要望なんですけどね、最後の172号の陳情についてなんですけども。どうもこれ私はちょっとよく意味が分からないんですね、この陳情の内容がよくつかめなくて、私の読解力がないのが原因なのか分からないんですけれども、一番最後の、「ついては、下記事項に関する決議を県議会において可決し、全国の都道府県議会及び市町村議会に提出するように配慮してもらいたい。」ということで3つの項目があるんですけれども。要するに、県議会に対して何を求めているのか、私はよく分からないものですから、皆さん先ほどからの答弁でこの趣旨についての確認はしてないと答弁がありましたけれども、本来は議会のほうで趣旨の確認をすべきなのかもしれませんけれども、もし今日これが継続審議になった場合に、ぜひ趣旨についてもう少し確認をしていただければ、我々としても判断しやすいと思いますので、その辺よろしく願いして終わりたいと思います。

**○照屋守之委員長** ほかに質疑はありませんか。

委員長から、自席で委員長が質疑をすることをお許しをお願いします。ほかの委員会でも先例があります。

質疑のため、副委員長に委員長の職務を代行させますのでよろしくお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長交代)

○照屋大河副委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情172号についてですけれども、これも何名かありましたけど、これ直ちに中止することという陳情内容ですけどね。今、国、県—これ国だけじゃなくて県の行政手続で進めている工事ですね。これをどういうふう  
に止めることができますか。そこをまず確認させてください。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 法的にといいますか、国の判断で工事を中止していただきたいということをお願いしているところでございます。

○照屋守之委員 国の判断で行政手続で工事を進めてるんですよね。国の判断で工事を進めているものを、今御指摘のように、国の判断で止めてくれということはこれ不可能じゃないですか、どうですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 繰り返しますけれども、沖縄県の県民投票等で示された民意と現在埋立承認につきまして裁判で争っているところを踏まえまして、国のほうでそこを理解していただいて、工事を中止していただきたいというところでございます。

○照屋守之委員 私はこの基地問題、解決をしたいんですよ。とにかく平成8年にこの問題が起こってもう24年経過してますね。解決をしたいんですよ。今陳情者も含めていろんな賛否ある中で、とにかくもういろんな県民も反対する側も賛成する側も、とにかく何とかしてほしいよということだと思っ  
てますよ。24年間経過してなおかつ今、このようなことを県当局が言ってるということ自体がこれ、解決のめどがつかないんじゃないですか、どうですか公室長。

○金城賢知事公室長 辺野古担当課長から申しましたように、まずは辺野古新基地建設に対する民意ですね、過去2回の県知事選挙でありますとか、埋立ての賛否を問う県民投票といったことに加えて、今軟弱地盤ってのが判明をいたしまして、国の統合計画で残り12年もかかるという中であって、県といたしましては、普天間飛行場の速やかな危険性の除去ということにつながらないとい

うことも含めて、辺野古新基地建設についてはやはり一旦工事を止めて、しっかりと県との対話に応じていただきたいということを申し上げているところでございます。

**○照屋守之委員** ですから止めるにしても何しても解決にならないんですよ。今、県は反対と言いながら、行政手続は土建部のほうで進めてるんですよ。埋立承認も県がやったんですよ。行政手続はどんどん進めてきてるわけじゃないですか。県の行政的にそういう法律も含めて、工事は進めてきてますよ。止めるのであればその対案とか何らかの止める理由を示さなければ、国も説得ができないし、県民だって納得しませんよ。どうしたんですか。島袋統括監、土建部は行政手続でやってるじゃないですか、仕事は。この埋立変更承認も行政手続ですよ。裁判だって行政手続の一環ですよ。行政手続がされてるからそれに対して、いやこれは厳しいんだというふうな訴えがあるから、行政手続に基づいて、法に基づいて裁判を、意思決定するわけでしょう。あまりにもその県の対応が、造らせないって言うんだったら本当にそういう形で、造らせないことを具体的にやっぱりやっていかないとには解決しないじゃないですか。どうということですか。

**○金城賢知事公室長** 照屋委員御質問のところの手続については、これは公有水面埋立てという承認がなされてますので、それに基づいて提出されたものについては、厳格に法律に基づいて、あるいは条例、規則等に基づいて審査をしてるということでございます。

**○照屋守之委員** いやですから、これですね、この陳情者もですから誤解してるんですよ。こういう形で、直ちに中止することとか、国が最終的に責任を負うから法整備の仕組みの中で解決することとか、いろんなものをやっぱり県民要求してきますね。だってそれを、今これ県が埋立承認をして、サンゴの移設だの港の使用だの全て行政手続でやって今工事を進められてるんですよ。県民に対して誤解を与えてるんですよ。ところがそれを、もし止めるということができれば、国じゃなくて県がどういう仕組みをつくって本当にこれを止めることができるのか。辺野古に代わるものが本当に普天間あるのかという、そこを示さないとこの問題解決しませんよ。これですね、自民党政権だけでやったことじゃないですよ。分かってますよね。平成21年から24年まで民主党政権ですよ。今の知事は民主党ですよ、そのときの。分かってますよね。鳩山総理、最低でも県外に出す、翌年はいやいや学べば学ぶほど辺野古だと言って、その

次、菅総理になるんですよ。菅総理のときに何が決まったか分かるでしょ。V字型は菅総理のときに正式に決まるんですよ、アメリカと合意するんですよ。その後どうなるんですか、野田総理ですよ。野田総理のときに、辺野古が唯一解決策だってこれが記述入るんですよ。違いますか、どうですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 記述については少し不明確ですが、今委員長がおっしゃったような経緯をたどったことは事実だと理解しております。

**○照屋守之委員** ですから事実だとね、こういう経緯を踏まえて、島袋市長が、名護市長が、今の場所ですよ、承認したんですよ。稲嶺知事が確認をしたんですよ、今の場所。翁長知事が埋立承認したんですよ。その前に仲井眞知事が埋立承認した、取り消した。翁長知事がまた取消しの取消しをして埋立承認をした、工事が来たんですよ。ですからこれははっきりさせないと。国だけの責任じゃなくて県も市も一緒になって、今の手続を踏んでやってきた。これが事実ですよ。我々9月9日に辺野古に行ってきました。3区長聞きました。反対っていう言葉は一言もないですよ。とにかくもう進めてくれと。我々はその代わり条件を提示してるから、そういうふうな環境整備をしてほしいと、条件整備をしてほしいと、県も国も一緒になってやってほしいと。切実な願いですよ。公室長、実際に辺野古の方々のそういう声聞いてますか、どうですか。

**○金城賢知事公室長** 直接確認をしたことはございません。

**○照屋守之委員** 確認してください。確認する意思ありますか。

**○金城賢知事公室長** 県としては市町村の各地域の振興というものについては、一義的には各市町村が責任を持って行うということで、委員からございますところの確認ということにつきましては、まずは名護市において久辺3区の意見を踏まえた上で検討されるということかというふうに考えております。

**○照屋守之委員** あのね、公室長。今久辺3区の状況、どういう状況になるか分かりますか。工事は進んでるんです、目の前で。我々は条件付で受入れたんじゃないのと。条件による地域の道路整備とか環境整備とかできてますかと。それを頼んでるわけですよ。今工事が進んでいる、さっき言ったように、国が行政手続で県に許可をお願いして、市にもそういう手続を踏まえて、

国、県も一緒になって工事が進んでるんですよ、行政手続で。それは目の前ですよ。だって我々も条件付で普天間の危険性の除去を受け入れますよと。厳しい状況だから受け入れますよという形が辺野古ですよ。ただし、これをやってほしいという条件を付けたわけですよ。皆さん方は県の埋立承認をやって責任があるわけでしょう。だったら今の状況を、辺野古がどうなってるかって確認して、その対応すべきじゃないですか。彼ら大変ですよ、今、辺野古の方々は。純粹に受け入れているところなければ我々がやりますって言ってやって、ただし条件付けてくださいよ、住民の不利益にならないようにしてくださいよというのが向こうの立場ですよ。だって向こうの声を受けてやるのは当然じゃないですか。玉城デニー知事何て言いましたか。私は質問しましたよ、辺野古を条件付で受入れしたこと、これどうしますか。これは尊重しますって、はっきり言ってますよ。だって尊重するんだったら、向こうにじかに声を聞いて、県はこういう立場ですけども、皆さん方どういうことですかって確認を取って、この件について譲れないんだけど、今起こってる地域振興については、県も国も一緒にやりますよってというのが皆さん方の立場じゃないですか。知事は尊重するって言ったんですよ。対応しますか、どうですか。

○金城賢知事公室長 知事の本会議における尊重というものですね、どういった立場の方の意見であれ、おのおのの意見として真摯に耳を傾けると、声はしっかりと聞くという意味合いで申し上げたというふうに私は理解をしています。

○照屋守之委員 今ですね、やっぱり県はこの問題解決を図るということに立たんといけませんよ、県の行政として。向こうは皆様方が言ってるように新基地とは思ってませんよ。自分の目の前で、キャンプ・シュワブの水域内にあるからキャンプ・シュワブ中に、水域内に造る代替施設という位置づけですよ。辺野古区長も豊原区長も久志区長もそう言ってるんですから。地元は代替施設として、我々キャンプ・シュワブの中に受け入れる。皆さん方は新基地、新基地って言って、これ外にいったら基地のないところに新しい基地を造るんだなって誤解を与えてるじゃないですか。だから地元のそういう声を無視してこの問題解決が図れますか。一番大事なのは地元の声じゃないですか。何でそれを受け入れないんですか。

○金城賢知事公室長 照屋委員御指摘のとおり、地域において久辺3区において、いろんな考え方の基に今があるというふうには理解しておりますけど、一

方で県全体で見た場合においては、普天間飛行場、この辺野古新基地計画というものについては、繰り返しになりますけれども県知事選挙の結果でありますとか、埋立ての賛否を問う県民投票といったような形で、民意全体としてはやはり依然として辺野古新基地建設計画に対する反対の民意が大きいというふうに理解をしております。

**○照屋守之委員** 大きいって言っても、そうは言いながら、皆様方は反対と言いながら行政手続を進めてるじゃないですか。これが止まって、この工事ができない代替りの案があって、代替案を示すことができれば、県民もそれはそれでいいねと、これ当然だねということになるけど、そうじゃないのにどんどん工事は進んでいってやる。それを見て、地元はよくても周りが反対だから、この論法はおかしいんじゃないですか、やっぱり当事者同士ですから。それと工事の進捗、3%砂がどうのこうのって新聞に載ってましたよね。あの表現もちょっとおかしくないですか。先ほどからありますように9300億の事業の中で、今大体事業がどのぐらいになってるんですか。その比率で本来は示さないといけないんじゃないですか。今進んでる発注された、これまで終わった工事、幾らかかっているんですか。どうしてか3%ということでは県民分かりませんよ。実際に9300億で今どのぐらいの進捗かというそういう数字を言わないと分からないんじゃないですか。教えてください。

**○金城賢知事公室長** 執行部として出してる3%については土砂の量で、全体に対して3%ということでお示ししてるわけですがけれども、一方で照屋委員からは9300億っていうベースにしたらどうかっていうこともありますけど、それでは進捗の度合いが少し分かりにくいのかなと。あと今後どれぐらいその経費がかかるかっていうのも少し全体として明らかでないという状況からすると、やはり土砂の量で進捗状況を示したほうが適切だろうということでそういう形でコメントを出してるところでございます。

**○照屋守之委員** いやいやですから、今工事で、大体今年度発注、あるいは前年度までのものも含めてどのぐらいの工事が発注されているんですか、それを教えてください。完了済みも含めて。

**○金城賢知事公室長** 照屋委員から御質問のところの発注ベースで進捗度合いを示したらどうかってことでございますけども、この件については、少し今の時点では把握できておりませんので、お示しすることは困難でございます。

**○照屋守之委員** あのですね、皆さん方はこういうのも含めて、防衛局にしっかり確認して、資料として持っておくべきですよ、把握すべきですよ。ただこの土砂が3%って言って、全体の3%しか工事が進んでないかのような感じですけど、私が確認しただけでも2000億って言ってますよ。2000億って言ったらこれ何%ですか、20%超えませんか。あの地上も含めてあれすると。護岸とかそういうのも含めて、その辺の数字を正確に確認したらいいですよ。そしたら9300億の中で二千幾ら、これ何%です。土砂の量はどのぐらいで、幾らで3%ですという形で、それは正確に県民に伝わるじゃないですか。数字は私がある程度確認したあれですから皆さん方が正確に把握したらいいですよ。そういうことも含めてしっかり確認をお願いします。これ今うちの本会議でも出ましたけど、このキャンプ・シュワブのそういうふうな中で、万国津梁会議の委員が辺野古反対のあれをネットで呼びかけてますね。万国津梁会議に。見ましたか。これ、この辺野古の工事に関して万国津梁会議がそういうふうなことを県民に呼びかけているという誤解を与えかねませんね。これどういうことか把握してますか。反対運動のこの署名を土建部のね、海岸防災に届けなさいという。ネットでこういうのが流れてるんですよ。辺野古問題ですよ、これは。把握してらんだったら把握してるでこれどう対応するか。だってこれ、本会議でも、議長が確認したって言ってましたよ。どうですか、これ。万国津梁会議の委員が、反対運動の……。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 委員御指摘の件につきましては、そのようなことがあったことは承知しておりますけど詳細については確認をしております。

**○照屋守之委員** 公室長、これは詳細確認して、万国津梁会議の委員がそういうようなことをやっていますから、後で報告してください。

最後です。実は10月3日のタイムスで、知事が2日の記者会見で、就任から2か年間の点数を問われて、自分はいつも0点と思っていると。でも0点では全く仕事になりかねないので、折り返し50点だという評価をしてるんですよ。私はこれ、どういうことだと思いましたよ。知事公室が今一生懸命頑張ってますね。我々議員は、皆様方100%頑張ってるという、こういうことでいろいろ問題解決のための議論するんですよ。肝腎要の知事が自分は0点だ、あるいは0点ではちょっと仕事してないから50点だって、軽率なこと言われたら、沖縄県政ってこういうことなのか。これ職員に対しても大変なことじゃないですか。

だから実際こういうふうなことをこの知事公室の辺野古の問題とかいろんな問題解決のときに、知事が50点ベースでやられた日には、いよいよこの問題は解決しないんじゃないですか。おかしくないですかということなんです。ですからそういうことも含めて、根本的にこの問題解決するためにどうするのか。やっぱり、県民の意向も大事だけど肝腎要の地元、地元がどう思ってるのか。そことしっかり向き合わないといけませんよ。今のこと言ったらいいんじゃないですか。我々はこういう形で今、反対の立場であると。でも、皆さん方はこうだと、じゃあどうするのかということで向き合っていないとこれをやらないと、どんどんどんどん工事は進んでいきます。行政手続は進んでいきます。地元は条件付で受け入れます。条件は整わない、工事は進んでいきます。こういうことが起こっていくじゃないですか。ぜひ地元を足で運んで、地元の声をしっかり聞いて、問題解決ができるようなその仕組みをつくっていただきたい。とにかく私問題解決したいんですよ、もう24年ですよ、決定してから。お願いします。以上です。

○**照屋大河副委員長** 照屋守之委員の質疑は終わりましたので、委員長を交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長交代)

○**照屋守之委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**照屋守之委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**照屋守之委員長** 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議願います。  
休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取扱いについて議案等採決区分表により協議)

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情7件と本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採択しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程についてを議題に追加することについて協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査事項及び日程等について協議した結果、視察調査日程等については委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

日程等詳細が決定次第、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続きにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現を求めることについてに係る意見書及び同決議についてを議題に追加することについて協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現を求めることについてに係る意見書及び同決議については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現を求めることについてに係る意見書及び同決議の提出についてを議題といたします。

那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現を求めることについて、本委員会全員を提出者とする議員提出議案として意見書及び同決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議の提出について協議した結果、議員提出議案として意見書及び決議を提出することについて、意見の一致を見なかった。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

那覇港湾施設(那覇軍港)の早期移設と浦添市西海岸開発計画の早期実現を求めることについてに係る意見書及び同決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

休憩いたします。

(休憩中に、辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型

コロナウイルス感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議を議題に追加することについて協議した結果、追加することで意見の一致を見た。）

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型コロナウイルス感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議を議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型コロナウイルス感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議の提出についてを議題といたします。

辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型コロナウイルス感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議について、本委員会全員を提出者とする議員提出議案として意見書及び同決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議の提出について協議した結果、議員提出議案として意見書及び決議を提出することについて、意見の一致を見なかった。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

辺野古新基地建設を断念し、莫大な新基地建設予算を新型コロナウイルス感染症対策へと充てることを求めることについてに係る意見書及び同決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 照 屋 守 之